

第 2 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成27年6月30日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第3回 熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成27年6月30日(火曜日)

午前10時1分開議
午後0時5分休憩
午後0時59分開議
午後2時15分閉会

本日の会議に付した事件

- 平成27年度主要事業等の説明
- 議案第1号 平成27年度熊本県一般会計補正予算(第2号)
- 議案第8号 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 報告第1号 平成26年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち
- 報告第9号 第5期熊本県障がい者計画策定の報告について
- 報告第10号 歯科保健対策の推進に関する施策の報告について
- 閉会中の継続審査事件
- その他報告事項
 - 「地域医療構想」の策定について
 - 国民健康保険の財政運営責任等の都道府県移行について
 - 熊本県の歯科保健対策の推進に関する施策の報告について

出席委員(8人)

委員長 高木健次
副委員長 橋口海平
委員 岩中伸司
委員 藤川隆夫
委員 重村 栄
委員 岩田智子
委員 松野明美
委員 吉田孝平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 豊田祐一
政策審議監 寺島俊夫
医監 迫田芳生
長寿社会局長 大村裕司
子ども・障がい福祉局長 松永 寿
健康局長 山内信吾
首席審議員兼
健康福祉政策課長 渡辺克淑
健康危機管理課長 岡崎光治
首席審議員兼
高齢者支援課長 本田充郎
首席審議員兼認知症対策・地域ケア推進課長 池田正人
社会福祉課長 吉田雄治
子ども未来課長 福田 充
子ども家庭福祉課長 奥山晃正
障がい者支援課長 井上康男
首席審議員兼
医療政策課長 立川 優
国保・高齢者医療課長 大塚陽子
健康づくり推進課長 下村弘之

薬務衛生課長 和久田 俊 裕
病院局
病院事業管理者 河 野 靖
総務経営課長 清 原 一 彦

事務局職員出席者

議事課参事 小 池 二 郎
政務調査課課長補佐 春 日 潤 一

午前10時1分開議

○高木健次委員長 それでは、ただいまから、第2回厚生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

まず、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

第1回厚生常任委員会で委員長に選任をいただきました高木健次でございます。今後1年間、橋口副委員長とともに、誠心誠意円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻をいただきますよう心からお願いを申し上げます。

また、健康福祉部長、病院事業管理者を初めとする執行部の皆様方におかれましても、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、橋口副委員長から挨拶をお願いします。

○橋口海平副委員長 副委員長に選任いただきました橋口海平です。今後1年間、高木委員長を補佐し、一生懸命円滑な委員会運営に努めてまいります。どうぞ御協力のほど、皆

様方におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

○高木健次委員長 それでは、本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でございますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

自己紹介名簿に従い、課長以上の紹介をお願いします。

なお、審議員、課長補佐等につきましては、お手元の委員会資料の役付職員名簿のとおりであります。

それでは、健康福祉部、病院局の順でお願いします。

（健康福祉部長～薬務衛生課長、病院事業管理者～総務経営課長の順に自己紹介）

○高木健次委員長 1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、主要事業等の説明に入りますが、質疑については、執行部の説明を求めた後に、一括して受けたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔にお願いします。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは着席のままで行ってください。

まず、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

初めに、豊田健康福祉部長。

○豊田健康福祉部長 高木委員長、橋口副委員長初め委員の皆様方には、この1年間、大変お世話になります。改めてよろしくお願い申し上げます。

それでは、着座にて説明いたします。

健康福祉部の概要の説明に先立ち、最近の

健康福祉行政を取り巻く環境につきまして御説明申し上げます。

現在、社会保障の充実、安定化とそのため
の安定財源確保と財政健全化の同時達成を
目指します社会保障と税の一体改革に、国、
地方が一体となって取り組んでおります。

昨年度から、地域医療介護総合確保推進法
や難病法、医療保険制度改革関連法といった
関係法律が次々と成立するとともに、この4
月には子ども・子育て支援新制度が施行され
るなど、改革は着実に進められています。

県といたしましても、このような国の動き
に対応するため、地域包括ケアシステムの構
築、地域医療構想の策定、国民健康保険の財
政運営責任等の都道府県移行への対応、子ど
も・子育て支援新制度への対応など、必要な
取り組みを適切に進めてまいります。

次に、平成27年度の健康福祉部の概要につ
いて御説明申し上げます。

まず、当部の組織機構についてですが、昨
年度に引き続き3局12課1課内室という体制
で取り組んでまいります。

平成27年度の健康福祉部当初予算について
ですが、幸せを実感できるくまもとの実現に
向けた新4カ年戦略の総仕上げの年度とし
て、長寿を楽しむ等の取り組みについて、加
速化、見える化、核心を突くという3つの視
点で取り組みの重点化を図り、総額1,386億
1,000万円余の予算を計上しております。

施策の主な内容ですが、まず、長寿を楽し
むための取り組みについては、養成率が6年
連続日本一となった認知症サポーターの活動
が幅広く展開されるよう支援してまいりま
す。また、本年9月に、日本で初めて熊本で
開催されます認知症アジア学会において、本
県の認知症医療体制や質の高い介護を発信
してまいります。

さらに、在宅医療の推進やICTを活用し
た地域医療等情報ネットワークの構築、医療
機関と介護関係施設等の連携促進などによ

り、必要な医療提供体制の確保や地域包括ケ
アシステムの構築に取り組んでまいります。

また、医療と介護の人材確保を図るため、
修学資金の貸し付けなどの取り組みととも
に、介護職の魅力をもPRする広報啓発や就労
促進のための研修等を積極的に展開してまい
ります。

さらに、生涯現役で活躍できる仕組みづく
りと健康寿命の延伸を図るため、高齢者の社
会参加の促進や県民主体の健康づくりの推進
に取り組んでまいります。

次に、子どもの育ちと若者のチャレンジを
応援するための取り組みについては、子ど
も・子育て支援新制度に基づき、幼児期の教
育、保育や地域の子ども・子育て支援を総合
的に推進し、待機児童の解消を目指すとも
に、保育士等の確保に引き続き取り組んでま
いります。

また、子供が病気になっても安心して子供
を預けられるよう、病児・病後児保育サービ
スが県内全域で利用できる体制づくりを進め
てまいります。

さらに、子ども・若者総合相談センターを
新たに設置し、ニートやひきこもり、不登校
など、社会的に自立が困難な子供、若者への
相談支援体制の充実を図ります。

次に、障がいのある人が暮らしやすい熊本
に向けた取り組みについては、重度の障害の
ある方を在宅で介護されている御家族の負担
軽減を図るため、重度訪問介護従事者の育成
に取り組めます。さらに、重度の障害のある
方を新たに受け入れる事業所に対する支援を
行い、御家族のレスパイトケアの充実に取り
組んでまいります。

また、2020年の東京パラリンピックに向け
た県内選手の育成強化を推進し、同大会への
本県選手の出場を通して、障害のある方の自
立と自己実現、社会参加が一層進むよう、関
係団体とともに取り組んでまいります。

次に、夢を叶える教育に向けた取り組みに

については、就業や子育てなどに関するさまざまな困難に直面しているひとり親家庭や生活保護世帯、生活困窮世帯の子供を対象に学習支援を行い、貧困の連鎖を教育で断つ取り組みを推進します。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○高木健次委員長 引き続き各課長から説明をお願いします。

渡辺健康福祉政策課長。

○渡辺健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

お手元の資料のうち、平成27年度主要事業及び新規事業をお願いいたします。

資料のうちの2ページをお願いいたします。

まず、保健・医療の推進でございますが、説明欄1の保健医療計画の推進につきましては、本県の保健医療分野の基本的な指針であります第6次熊本県保健医療計画に基づき、いつまでも健康で安心して暮らせるくまもとを目指して、各種保健医療施策に取り組んでまいります。

次に、地域福祉の推進についてでございます。

説明欄1の地域福祉支援計画推進・支援事業では、最終年度を迎えました第2期熊本県地域福祉支援計画に掲げた、ともに支え合う社会づくりに向けた取り組みを着実に推進するとともに、平成28年度を開始年度いたします第3期計画を策定いたします。

主な取り組みといたしまして、(1)の地域の縁がわ彩り事業は、地域の誰もが集え、支え合いの拠点となる地域の縁がわを整備するもので、昨年度中に目標の500カ所を1年前倒しで達成いたしました。引き続き、整備が進んでいない地域への整備を進めますと

ともに、縁がわにおける活動内容の充実に取り組んでまいります。

(2)の地域の結びづくり活き活き事業につきましては、見守る人と見守られる人を決めて行う地域の見守り活動や民間事業者が見守りに参加する熊本見守り応援隊、さらに、災害時におきます高齢者等の避難支援の取り組みを進めてまいります。

次に、説明欄2の福祉人材の確保のうち、(1)の福祉人材緊急確保事業につきましては、中学生向けの出前講座や学生の職場体験、就業相談など、特に若者の福祉分野への参入を促進する取り組みを進めてまいります。

(2)の社会福祉施設人材確保応援事業につきましては、職員の処遇面での模範となる施設を表彰し、優良事例として広く周知することにより、若い世代の福祉の仕事に対するイメージの改善を図るとともに、他の社会福祉施設が処遇改善に取り組む契機といたします。

3ページをお願いいたします。

やさしいまちづくりの推進についてでございます。

まず、説明欄1のやさしいまちづくり計画の推進では、高齢者や障害者等の社会参加を促進するため、第3期やさしいまちづくり推進計画に掲げた取り組みの推進を図ってまいります。

主な取り組みといたしまして、(1)のハートフルパス制度の推進・拡充につきましては、障害者等用駐車場の適正利用を進めるため、駐車場利用証を発行するハートフルパス制度の周知と協力施設の拡大を図ってまいります。

(2)のおでかけ安心トイレの普及促進事業につきましては、高齢者や障害者等の外出を支援するため、車椅子対応などの基準を満たすトイレを備えた協力施設を募集、登録し、広く情報提供を行ってまいります。

(3)のハートフルサポーター育成事業では、高齢者や障害者等と接する機会の多いサービス業の従業員を対象に、障害の特性や対応方法等について研修を行い、ハートフルサポーターとして育成してまいります。

次の地域の絆づくり推進事業は、国の緊急経済対策を活用した新規事業でございますが、就労や地域活動、ボランティア活動など、高齢者の社会参加促進に資する関係機関や団体等の掘り起こしとネットワークづくりによりまして、高齢者の活躍の場を確保しますとともに、マッチングを行い、高齢者が生涯現役で活躍できる仕組みづくりと健康寿命の延伸を図ってまいります。

4ページをお願いいたします。

災害救助対策の推進についてでございます。

災害救助対策や被災者支援対策を円滑に実施するため、市町村担当者等への説明会を開催しますとともに、災害発生時に避難所等で高齢者や障害者等を支援します災害派遣福祉チーム、熊本DCATの活動に備えた研修等を実施いたします。

健康福祉政策課は以上でございます。

○岡崎健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

まず、健康危機管理対策でございます。

説明欄1でございますが、健康危機管理推進事業でございます。

感染症や食中毒など、事案発生時における迅速な対応を図るため、関係機関と連携いたしまして、原因究明や拡大防止に取り組んでおります。

主な事業は、(1)から(4)に書いておりますが、特に(2)健康危機発生に備えた訓練、研修等につきましては、地域の保健所、それから医療機関と連携いたしまして、さまざまな事案に応じました研修、訓練を実施している

ところでございます。

続きまして、感染症対策でございます。

1の感染症の発生動向調査及び感染症予防事業でございます。

感染症の発生予防、それから蔓延防止を図るため、感染症の発生動向調査、それから事案に関します積極的疫学調査、病原体の検査等を行っております。

続きまして、3番の肝炎対策事業でございます。

肝炎対策を推進するために、以下の取り組みを行っております。

まず、(1)B型肝炎、C型肝炎の患者の方に対するインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に係ります医療費の助成を行っております。それから、(2)保健所または委託医療機関におきまして、肝炎のウイルス検査を実施しております。それから、(3)は新規事業でございますが、(2)でウイルス検査を実施された方が陽性と判断された方に対しまして、精密検査費用の助成を今年度から開始することになっております。それから、そのほか、医療機関のネットワーク事業、それから、市民公開講座、患者支援手帳等による普及啓発、患者の支援を行っております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

4番の結核検診事業及び結核対策特別促進事業でございます。

結核の患者が発生した場合に、迅速に接触者の調査、健診を実施いたしまして、感染拡大防止等に努めております。

続きまして、風しん対策事業でございます。

乳児に先天性異常を起こします先天性風疹症候群を防止するため、妊娠を希望する女性に対して抗体検査を行っております。また、抗体検査で予防接種が必要と判断された者に対する予防接種を行う市町村に対して助成を行っております。

続きまして、新型インフルエンザ対策でございます。

1番、新型インフルエンザ等対策事業では、平成25年に策定いたしました県の行動計画に基づきまして、新型インフルエンザの発生に備えまして、医療機関における人工呼吸器の整備、初動対応の訓練、研修を行っております。今話題になっておりますMERS対策等につきましても、こういった事業を活用しながら、応用しながら、啓発、医療体制の整備を行っているところでございます。

続きまして、食品の安全確保対策でございます。

1番の食品営業監視事業でございます。

県内で流通しております食品の安全確保を行うため、保健所に配置しております食品衛生監視員によりまして監視指導を常時行っております。

それから、2番の食品衛生指導員巡回指導委託事業でございます。

県内の食品衛生協会に委託いたしまして、約900の方に食品衛生指導員になっていただきまして、食品営業者による自主衛生管理促進を図っておるところでございます。

続きまして、7ページ、4番でございます。

と畜検査事業、BSE食肉検査体制整備事業及び食鳥肉処理安全対策事業でございます。

県内の屠畜場等で処理されます牛、豚、馬、それから食鳥につきまして、食肉検査と施設の衛生指導を行っております。

最後が動物愛護でございます。

1の犬取締事業及び動物愛護管理事業でございます。

狂犬病予防法、それから動物愛護管理法に基づきまして、犬、猫の保護、引き取り、それから譲渡、処分等を行っております。

また、動物愛護、それから終生飼養を推進するため、動物とのふれあい方教室など、動

物の愛護業務を行っております。

最後が、2の動物保護管理事業でございます。

県の動物管理センターの維持管理及び第2次熊本県動物愛護・管理推進計画に基づきまして、県民の動物愛護に関する意識の高揚、飼い主への啓発等を進めているところでございます。

健康危機管理課は以上でございます。

○本田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

まず、項目欄最上段の高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画等に関するところでございますが、説明欄1の高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画等評価・推進事業でございますが、現在、高齢者の福祉に関する計画は、法律に基づき、3年に1回改定することになっております。本年3月に改定を終えたばかりでございます。今年度から29年度までが第6期計画となっており、有識者による会議を開催し、定期的に評価を行い、その推進を図ってまいります。

次に、項目欄の2つ目の元気高齢者に対する取り組みでございます。

説明欄1の高齢者の生きがいと健康づくりの推進でございますが、(1)の明るい長寿社会づくり推進事業では、高齢者の社会参加を促進し、生きがいと健康づくりを推進するため、さわやか大学校や高齢者作品展等の文化活動、また、シルバースポーツ大会やねんりんピック等のスポーツ活動事業を行う熊本さわやか長寿財団へ助成を行っております。

(2)の高齢者能力活用推進事業は、高齢者の就労を支援するため、県内11カ所に無料職業紹介所を設置するものでございます。

次に、説明欄2の老人クラブ活動の推進でございますが、現在県内には2,500を超える老人クラブがございまして、13万8,000人を

超える会員がおられます。

(1)の県・市町村老人クラブ連合会活動推進事業では、県や市町村老人クラブ連合会への運営費の助成や、連合会が行う生きがいくくり、健康づくり活動に助成をしております。

(2)のシルバーヘルパー活動推進事業は、ひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、話し相手や日常生活の援助などの訪問活動を行うシルバーヘルパーの養成を行うものでございます。昨年度は、年間1,200名を超える方を養成しております。

9ページをお願いいたします。

要介護高齢者に対する取り組みでございませう。

説明欄1の介護基盤整備でございませうが、(1)の介護基盤緊急整備等事業は、冒頭申し上げました第6期計画に基づきまして、市町村から要望のあった介護施設等を新規に整備する事業でございませう。(2)の老人福祉施設整備等事業は、老朽化した施設を改築する事業でございませう。

説明欄2の施設開設準備経費助成特別対策事業は、新規に開設する事業者に対しまして、開設準備期間の職員給与や研修費用、初期の備品購入を助成するものでございませう。

説明欄3の看取り空間整備支援事業は、特別養護老人ホームや老人保健施設に安心してみとり期間を過ごしていただく居室等を整備するものでございませう。

説明欄4の介護人材確保対策推進事業は、介護職の魅力や専門性等を中高生を初め県民全体に広報するとともに、離職している有資格者等の再就職へ向けた実践研修を行うものでございませう。

説明欄5の長寿を支える地域の介護職員等研修支援事業は、現在勤務している介護職員の方が研修等に出やすいように、その欠員となる期間に代替する職員を雇用する人件費の一部を助成するものでございませう。

高齢者支援課は以上でございませう。

○池田認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課です。

説明資料の10ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、項目欄、地域包括ケアの推進です。

説明欄の1、地域包括ケア推進体制強化事業につきましては、高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムの構築に向けまして、医療と介護の連携モデルづくりとその普及を図るとともに、市町村への地域ケア会議アドバイザー派遣、それから地域包括支援センターのネットワーク強化などに取り組み、市町村や地域包括支援センターの機能強化を図ります。

次に、2、訪問看護推進等在宅療養支援体制づくり事業につきましては、地域包括ケアシステムの構築に向けまして、各保健所に非常勤の専門職を配置いたしまして、関係機関の連携促進を図りますとともに、訪問看護提供体制の整備等を推進するための働きかけや普及啓発などを行うものでございませう。

次に、3、訪問看護推進人材育成事業、それから4、訪問看護ステーション等立上げ支援事業、それから5、訪問看護ステーションサポートセンター事業は、これは、いずれも訪問看護体制の充実を図るためのものでございませう。

3の事業で、大学と連携して訪問看護師を養成いたします。4の事業で、県内全域で訪問看護を利用できる体制が整えられますよう、条件が不利な地域で訪問看護サービスを立ち上げます事業者に対して助成を行います。また、5の事業で、訪問看護ステーションからのさまざまな相談に対応いたしますサポートセンターを運営する県看護協会に対して助成を行うものでございませう。

次に、6、介護予防・生活支援サービス構築支援事業につきましては、介護保険の予防

給付のうち、訪問介護と通所介護が市町村地域支援事業へ移行する制度改正、この制度改正に市町村が適切に対応し、介護予防、生活支援サービスが充実されるよう、研修やアドバイザーの派遣を行います。また、あわせて、生活支援サービスの開発、担い手養成などを行います生活支援コーディネーターに対し、研修会や連絡会の開催とともに、実施での支援を行います。

次に、新規事業、中山間地域等創生による地域包括ケア推進事業です。中山間地域等において、住民参加のもと、地域の実情に応じた在宅サービス拠点や生活支援サービスの基盤づくりに取り組みます市町村に対して助成を行います。

次に、11ページをお願いいたします。

8、新規事業、ロコモ予防等普及啓発事業につきましては、健康寿命の延伸のため、要介護状態となるリスクの高いロコモティブシンドローム、骨、筋肉、関節、神経などの運動器の障害ですけれども、この予防につきまして、医師会、熊大病院と一体となって普及啓発を進めてまいります。

次に、項目欄、認知症施策の推進です。

説明欄の1、認知症診療・相談体制強化事業につきましては、認知症医療体制の確立や相談体制の充実等を図るものです。

(1)認知症疾患医療センター運営事業につきましては、ことし4月、新たに指定いたしました水俣・芦北地域の診療所型認知症疾患センターを含め、県内11のセンターの運営を行います。

次に、2、「熊本モデル」認知症疾患医療機能強化事業につきましては、熊大と連携して、認知症専門医等の養成、また、研修を行います。

次に、3、新規事業、市町村認知症早期発見・対応支援事業につきましては、市町村が平成30年度までに配置することとなっております認知症初期集中支援チームによる認知症

の疑いがある方々への訪問活動等が円滑に進みますよう、地域拠点型認知症疾患医療センターの精神保健福祉士等が助言、それから同行などの支援を行うものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

説明欄の5、認知症サポーター養成・地域見守り推進事業につきましては、養成率で6年連続日本一となっております認知症サポーターの養成を引き続き継続いたしますとともに、認知症の方とその御家族の方々が安心して実感していただけますよう、認知症サポーターによる見守りや居場所づくり、リーダー養成などを進めてまいります。

次に、6、若年性認知症対策事業につきましては、若年性認知症の方がその特性に応じたサービスを受けられますよう、介護施設等に対して、ケアの質の向上に向けた集合型研修、講師派遣型研修などの支援を行うものでございます。

次に、7、「熊本モデル」アジア交流促進事業につきましては、熊本モデルといたしまして注目をいただいております本県の認知症医療体制について、アジアに広く情報を発信、交流を促進するため、9月に日本で初めて開催されます認知症アジア学会を支援いたしますとともに、あわせて、県主催で認知症介護をテーマとしたシンポジウムなどを開催するものでございます。

次に、項目欄、介護保険制度の運営です。

説明欄の1、介護給付費県負担金交付事業並びに2、地域支援事業交付金交付事業につきましては、市町村が行います介護保険給付、それから市町村が同じく行います地域の実情に応じて実施する介護予防や日常生活支援などの取り組みに対しまして、法に基づき負担を行うものでございます。

次に、3、新規事業、第1号保険料県負担金交付事業につきましては、市町村が行います低所得者への保険料軽減に要する費用に対しまして、介護保険法の規定に基づきまし

て、県負担分を交付するものでございます。

次に、13ページ、4、新規事業、ケアプラン点検支援体制構築事業です。市町村でのケアプラン点検を強化するため、研修及びケアプラン点検に指導者を派遣し、専門的助言を行うことといたしております。

認知症対策・地域ケア推進課は以上でございます。

○吉田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

14ページをお願いいたします。

まず、生活困窮者への支援強化についてでございます。

1の生活保護、動向につきましては、備考欄に掲げておりますとおり、保護人員、保護率は、平成8年度以降増加傾向が続いております。直近の数字を説明欄の表に載せておりますが、本年3月現在の生活保護率は、県全体で人口1,000人当たり14.99となっております。また、生活保護法や保護基準につきましては、平成26年7月から、就労自立や不正受給対策の強化を主眼とする改正法が施行されるとともに、保護基準や住宅扶助等の見直しが行われております。

次に、(2)主な取り組みでございます。

適正な制度の運営につきましては、生活保護を必要とする方が適切に保護され、受給要件を満たさない者が不当に受給することがないように、各福祉事務所への指導監査等を通じて、生活保護の適正実施に取り組んでまいります。

自立支援につきましては、被保護者就労支援事業として、就労支援員の配置を行い、就労による自立を促進します。

15ページをお願いいたします。

子供の学習支援員につきましては、家庭訪問等により子供の学習意欲を喚起し、学習塾への通塾を支援してまいります。

救護施設の老朽改築につきましては、八代

市のほうに所在する救護施設の老朽改築を行うものです。

次に、2の生活困窮者対策について説明いたします。

まず、動向につきましては、生活保護受給者等の増加により生活困窮者が増加しており、生活保護に至る前の段階におけるセーフティーネットとして、生活困窮者自立支援法が27年4月1日から施行されております。

このため、主な取り組みとしまして、まず、法に基づく必須事業としての自立相談支援事業は、専門の支援員を配置して相談対応を行い、自立のためのプランを策定し、支援を行うものです。

県におきましては、県社会福祉協議会に委託し、県内全ての町村社会福祉協議会に窓口を設置し、相談対応を行います。また、住居確保給付金は、失職等により住居の確保が困難な者に対して家賃費用を支給するものでございます。

16ページをお願いいたします。

次に、法に基づく任意事業でございますけれども、自立相談支援事業で策定しましたプランに基づきまして取り組むものです。

就労準備支援事業は、ひきこもりやニート等に対し、職場見学等を通じて、一般就労につなげるものです。一時生活支援事業は、ホームレスに対し、宿泊場所の提供や衣食等の提供を行うものです。家計相談支援事業は、家計管理に問題がある困窮者に対して、家計簿作成等により、家計の安定を図り、自立を支援するものです。子どもの学習援助事業は、保護世帯等の子供に対し、家庭訪問や塾形式で学習支援を行うものでございます。いずれの事業も、県内の社会福祉法人や学校法人等に委託して取り組んでおります。

次に、生活困窮者対策に関連する国庫補助事業として取り組んでおります矯正施設等退所者社会復帰支援事業は、高齢や障害を有する者が刑務所等を退所後直ちに福祉サービス

を受けられるように支援し、退所者の再犯防止と社会復帰を支援するものでございます。

次に、県独自の取り組みである生活保護世帯からの大学進学応援資金貸し付けは、生活保護世帯の子供が大学等へ進学することを応援するために、就学期間中の生活費の貸し付けを行うものでございます。

17ページをお願いいたします。

援護行政についてでございます。

特別弔慰金につきましては、戦後70周年に当たり、戦没者の遺族に対し、国として改めて弔意をあらわすため、特別弔慰金が支給されます。既に市町村のほうで申請受け付けが開始されておりまして、本課において審査決定業務を行ってまいります。

最後に、社会福祉施設等指導監査でございます。

社会福祉法人及び施設の適正な運営を確保するため、関係法令等に基づき、監査を実施しております。今年度は、42の社会福祉法人と193の社会福祉施設に対して監査を実施する予定としております。

社会福祉課は以上でございます。

○福田子ども未来課長 子ども未来課でございます。

資料18ページをお願いいたします。

まず、項目欄、教育・保育サービスの充実による児童福祉施策の推進に関する事業でございます。

説明欄1と2は、新規としておりますけれども、これは、4月から施行されました子ども・子育て支援新制度に基づく保育所などの運営費に係る県負担金でございます。1の施設型給付費では、私立保育所447カ所、認定こども園52カ所、私立幼稚園4カ所分の運営費を負担するものです。2の地域型保育給付費では、小規模保育事業所など31カ所の運営費を負担するものです。

3の特別保育総合推進事業は、保育所等に

おきまして、延長保育を行った場合に助成を行うものでございます。

4の病児・病後児保育総合推進事業は、子供が病気の際に、病院や保育所などの専用スペースで、一時的に保育を行う病児・病後児保育の運営費を助成するものです。

5の多子世帯子育て支援事業は、子育て家庭への経済的支援といたしまして、第3子以降の3歳未満児の保育料を無料化または軽減するものでございまして、県独自の市町村への補助事業として取り組んでいるものです。なお、現在、全ての市町村におきまして、一部軽減ではなく、全額無料化を行っているところではあります。

6の保育士等確保対策事業は、保育士養成施設で学ぶ学生の修学資金の貸し付けや再就職コーディネーターの配置による潜在保育士の再就職支援などを行うものです。

7の子どもの食育推進事業は、保育所等における子供の食育、給食管理などの支援を行っているものです。

19ページをお願いします。

次に、項目欄の地域における子育て支援に関する事業です。

説明欄1のみんな子育て推進事業は、地域ぐるみの子育て支援を推進するために、(2)のくまもと子育てトークなどの意識啓発活動、(3)の子育て世帯への商品割り引きなどを行います子育て支援の店の取り組みなど、地域ぐるみの子育て支援を推進するものです。

2の子育て支援強化事業費補助は、ファミリー・サポート・センター事業、これは、子供の預かりなど、子育ての応援を受けたい人と応援をしたい人を結びつける事業です。それから、地域子育て支援拠点事業、これは、親子の集いの場の提供や子育て相談なども行うものでございますが、こうした地域の子育て支援に取り組む市町村へ補助を行うものです。

3、4、5は、いずれも放課後児童クラブの取り組みを支援する事業です。3の児童健全育成事業(運営費)としておりますのは、放課後児童クラブの運営経費に関する市町村への補助、4の児童健全育成事業(研修費)は、新規事業でございますが、放課後児童クラブの支援員は、本年度から都道府県が行う認定研修の受講が義務づけられました。その研修の実施経費でございます。また、5は、放課後児童クラブの施設整備補助でございます。

続きまして、20ページをお願いします。

項目欄、母子保健対策の推進に関する事業です。

説明欄1の熊本型早産予防対策事業は、歯周病などの感染症を予防することによる早産予防効果につきまして、熊本大学と共同して検討を進めている事業です。

2から4は、小児に対する医療給付などを行う事業です。2は、小児慢性特定疾病に罹患している児童の医療費助成、3は、乳幼児医療費助成を行う市町村に対する助成、4は、先天性代謝異常の早期発見のために実施しております新生児の検査経費です。

5と6は、妊娠、出産に関する事業でございます。5の思春期からの性と生を育む事業は、希望する高校に出向いて開催しております思春期の性教育に関する講演会や相談窓口の設置、6は、特定不妊治療に要する費用の助成を行うものでございます。

子ども未来課の主要事業、新規事業は以上でございます。よろしく願いいたします。

○奥山子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

説明資料の21ページをお願いいたします。

まず、要保護児童対策です。

説明欄1の児童養護施設等への措置費は、保護を要する児童を施設に入所させたり、里親に委託した場合にその経費を助成するものです。県内に児童養護施設は12カ所、乳児院

は3カ所、情緒障害児短期治療施設は1カ所ございます。

2の子ども虐待防止総合推進事業は、中央児童相談所及び八代児童相談所に配置する虐待対応のための嘱託職員の経費や虐待対応に係る市町村を初めとする関係機関とのネットワークづくりなど、児童虐待防止対策に係る事業でございます。

3の里親推進事業は、国が家庭的な養護を推進していくという方向性を示している中で、児童をより家庭的な環境のもとで養育する里親制度の普及促進を図るとともに、児童相談所に里親委託を推進する専任の嘱託職員を配置し、里親家庭への支援や里親委託を推進してまいります。

4の児童福祉施設整備費補助金は、児童福祉施設等の整備を行う社会福祉法人に対して助成を行うもので、本年度は、水俣市にある児童養護施設の改修を予定しております。

22ページをお願いいたします。

ひとり親家庭等福祉の推進です。

1のひとり親家庭等学習支援・交流事業は新規事業ですが、昨年度まで安心こども基金を活用して実施してきたひとり親家庭等応援事業のうち、学習支援と交流事業について引き続き実施するものでございます。

具体的には、塾に通いたくても通えないひとり親家庭等の子供たちに学びの場を提供する地域の学習教室やひとり親家庭等の相互交流事業を行ってまいります。

2のひとり親家庭等支援事業は、ひとり親家庭等が自立し、安心して生活できる環境づくりを推進するための事業です。

主な事業は、(1)から(3)に書いてありますが、(2)の母子家庭等高等職業訓練促進事業は、ひとり親家庭等の親が看護師などの資格を取得するために養成機関に通う場合に、生活費相当額を支給するものでございます。

(3)の児童扶養手当支給事業は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進のため、月額

4万円程度の児童扶養手当を支給するものでございます。

説明欄4のひとり親家庭等医療費助成事業は、ひとり親家庭等の医療費の軽減を図り、ひとり親家庭の健康の保持と経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分を一部助成する市町村に対して助成を行うものでございます。

5の母子父子寡婦福祉資金貸付金は、母子家庭、父子家庭や寡婦の経済的自立を図るため、修学資金や生活資金などの貸し付けを行うものでございます。

6の児童手当市町村交付金は、児童手当に係る県負担金を市町村に交付するものでございます。

23ページをお願いいたします。

子ども・若者への支援です。

1の子ども・若者総合相談センター事業は新規事業でございまして、ひきこもりやニートなど、社会的自立が困難な子供、若者からの相談を第一次的に受け付け、適切な機関につなぐ子ども・若者総合相談センターを設置してまいります。

2の子ども・若者育成支援推進事業は、ひきこもり、ニートなどの子供、若者の支援のため、関係機関による地域協議会の開催やシンポジウムの開催などの啓発事業を実施していくものでございます。

次に、DV対策についてですが、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のため、高校などにおける未然防止教育の実施や女性相談センターにおける相談対応、被害者の一時保護や自立支援、民間シェルターの運営費等について助成を行ってまいります。

最後に、いじめに関する再調査ですが、いじめによる重大事態が発生した場合に学校などが行う調査の結果について、必要に応じ再調査を行うための委員会の運営費です。本年度は、現在のところ再調査中の事案はございません。

子ども家庭福祉課は以上でございます。

○井上障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

24ページをお願いいたします。

最初の項目は、障がい者施策の総合的な推進でございます。

本年度から平成23年度までの6年間の計画期間とする第5期障がい者計画に掲げる施策を障がい者施策推進審議会での検証、評価などにより、着実に推進してまいります。

次の地域生活支援でございます。

1の精神障がい者地域移行支援事業は、入院患者の地域生活への円滑な移行を支援するため、医療、福祉関係者等の資質向上を図るものです。

2の障がい者福祉施設整備費は、施設整備等への補助を行うものです。

3の事業は18歳以上の方の、4の事業は18歳未満の児童の、それぞれサービス利用に係る県の負担金でございます。

25ページをお願いいたします。

5の市町村地域生活支援事業は、障害者の日常生活や社会生活を支援するための市町村事業に対し助成するものです。

6の発達障がい者支援医療体制整備事業は、身近な地域で発達障害の診療が受けられるよう医療体制を整備するものでございます。

7の発達障がい者支援センター事業は、発達障害に関する専門機関である発達障がい者支援センターを社会福祉法人に委託して運営するものでございます。

26ページをお願いいたします。

9の新規事業、重度障がい者居宅生活支援事業は、在宅で重度障害児者の介護を行っている家族の負担軽減を図るため、(1)の介護従事者の育成や(2)の新たに受け入れを行う事業所に備品購入費等の助成を行うものでございます。

10の高次脳機能障害支援普及事業は、熊大病院内に設置した支援センターのコーディネーターによる相談支援や研修等を行うものです。

次に、保健・医療です。

1の精神科救急医療体制整備事業は、(1)の事業で、休日、夜間の救急医療体制を確保し、(2)の事業で、緊急の電話相談や医療機関の紹介を行います。

27ページをお願いいたします。

(3)の事業は、身体合併の救急患者の受け入れと転院先の調整を行うものでございます。

2の自殺予防相談支援事業は、精神保健福祉センターにおいて、悩みを抱える人や自死遺族の相談支援を行うものです。

3の新規事業、ひきこもり対策推進事業は、精神保健福祉センター内にひきこもり地域支援センターを設置し、相談対応や支援者の養成などを行うものです。

28ページをお願いいたします。

4と5の事業は、障害児者の医療費について助成するものでございます。

次に、教育、文化芸術活動・スポーツについてですが、1のハートウィークや2の作品展などを通じて、社会参加と障害のある人への県民の理解を促進してまいります。

3の事業、2020東京パラリンピック選手育成・強化推進事業は、今年度からパラリンピックに向けて選手の育成強化に取り組んでまいります。

29ページをお願いいたします。

4の障がい者のスポーツ大会の開催により、社会参加や障害の理解を促進してまいります。

次の雇用・就業、経済的自立の支援でございます。

1の工賃向上計画支援事業は、事業所の製品の商品力向上や販路拡大への支援、官公需発注の拡大等により、工賃向上を図るもので

す。

2の障がい者職場実習促進事業は、障害のある実習生を受け入れる農業法人等に対して、受け入れのための施設改修や設備整備の経費について助成するものです。

次の項目、情報アクセシビリティでございます。

1の聴覚障がい児補聴器購入費助成事業は、身体障害者手帳の対象とならない軽度、中等度の難聴の児童に対し、補聴器購入の助成を行うものです。

30ページをお願いいたします。

次の安心・安全でございます。

1の災害派遣精神医療チーム体制整備事業は、災害時に心のケアを行う精神科医など、多職種から成る緊急支援チームの体制整備に取り組んでまいります。

最後、差別の解消及び権利擁護の推進でございます。

1の障害者条例推進事業は、相談への対応、普及啓発、調整委員会による助言、あつせんを行うものです。

2の障害者虐待防止対策支援事業は、法律に基づき、虐待が疑われる事案への対応、虐待防止に関する研修や普及啓発に取り組むものでございます。

障がい者支援課は以上でございます。

○立川医療政策課長 医療政策課です。

31ページをお願いいたします。

主なものについて御説明いたします。

まず、医師確保総合対策の1、寄附講座開設事業は、熊本大学医学部附属病院への資金の出資により講座を開設し、地域医療を担う医師の養成や派遣等に取り組んでもらうものでございます。この(1)と(2)の講座は、総合診療医の養成や地域の医療機関へ専門医派遣等を行うものでございます。

2の医師修学資金貸与事業は、知事が指定する医療機関等で一定期間就業することを条

件に、返還を免除する修学資金を熊本大学医学部医学生に対して貸与するものでございます。一定期間とは、貸与期間の1.5倍、つまり、貸与期間が6年間であれば9年間となります。

4の女性医師支援事業は、女性医師キャリア支援センター等において、保育支援、休業中の女性医師の復職研修及び各種情報提供等を行うものでございます。

32ページをお願いいたします。

次に、看護職員確保対策でございます。

1、看護職員確保総合推進事業の(4)の看護補助者活用推進事業は、看護補助者の活用推進を図ることにより、看護職員の業務負担軽減を図るため、看護補助者の管理者に対する研修を行うものでございます。(6)のナースセンター事業は、未就業者の就労を促進するため、本年10月から始まる離職看護師等の届け出制度の運用、無料職業紹介や就業相談及び看護に関する啓発活動を行うものでございます。

33ページをお願いいたします。

3、看護学生の県内定着促進事業の(1)の看護学生県内定着促進事業は、看護師等学校養成所が行う病院等との情報交換会や就職ガイダンス等、学生の県内定着促進に資する事業について助成するものでございます。

次に、在宅医療・訪問看護の推進でございます。

1の在宅医療連携推進事業は、在宅医療を県内全域で利用できる体制を整備するため、多職種による検討会議を各圏域に設置し、課題抽出と対策の検討を行うとともに、多職種連携のための研修等を行うものでございます。

次に、へき地医療対策でございます。

1のへき地医療施設運営費補助は、僻地診療所や僻地医療拠点病院へ運営費等について助成するとともに、県へき地医療支援機構において、医師派遣の調整やドクターバンクに

よる医師確保を行うものでございます。

34ページをお願いいたします。

次に、救急・災害医療対策でございます。

1のヘリ救急医療搬送推進事業は、ドクターヘリと防災消防ヘリの2機により補完し合う熊本型ヘリ救急搬送体制を推進するとともに、ドクターヘリ基地病院の運航経費及び支援病院の空床確保に要する経費について助成するものでございます。

次に、小児・周産期医療対策でございます。

1の小児医療対策事業は、小児救急医療拠点病院の運営費について助成するとともに、保護者等を対象とした夜間電話相談、シャープ8000等を実施するものでございます。365日、夜の7時から0時まで開設しております。

次に、脳卒中・急性心筋梗塞対策でございます。

1の脳卒中等医療推進事業は、熊本大学医学部附属病院に開設した寄附講座において、阿蘇医療圏への支援や2つの疾患の医療連携等の調査研究等を行うものでございます。

35ページをお願いいたします。

医療提供体制の向上でございます。

1の地域医療構想策定事業は、後ほど報告事項で御報告させていただきます。

2の地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業は、県内の医療機関、訪問看護ステーション、薬局及び介護施設等におけるICTを活用した地域医療等情報ネットワークの構築に対する助成でございます。

医療政策課は以上です。

○大塚国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料の36ページをお願いいたします。

国民健康保険制度安定化対策についてでございます。

説明欄1の国民健康保険助言指導等事業で

すが、これは、保険者であります市町村等に対しまして、国保運営に関し、必要な助言等を行うとともに、平成30年度から、国保の財政運営責任等の都道府県移行に向けた準備を行うものでございます。

次に、2の国民健康保険制度安定化対策事業。

(1)の県調整交付金は、市町村国保の財政調整のため、各市町村の医療費や所得水準、災害などの特別の事情に基づき交付するものでございます。

(2)の保険基盤安定県負担金は、市町村が行います低所得世帯の保険料(税)の軽減に要する費用等を負担するもので、①は、均等割等軽減に要した費用の県負担金、②は、保険者支援分として低所得者の数に応じて市町村に交付するものでございます。

(3)の高額医療費共同事業県負担金は、1件80万を超えます高額な医療費の発生によります市町村の財政リスクを軽減するため、市町村が共同して行います事業に対する負担金です。

3の国民健康保険広域化等支援基金事業は、国保財政の安定的運営と広域化のために、県に設置しております基金の貸し付け運用等を行うものでございます。

4の市町村健康寿命延伸評価・促進事業は、健康寿命の延伸による医療費の適正化を図るため、医療費データなどを活用して、効率的、効果的な市町村国保の保健事業の促進を図る事業です。

37ページをお願いいたします。

後期高齢者医療対策についてでございます。

説明欄1、(1)の医療給付費県負担金は、後期高齢者医療に要した費用を、(2)の保険基盤安定県負担金は、国保と同様、低所得者等の保険料軽減に要した費用を、(3)の高額医療費県負担金は、これも、国保と同様に、高額な医療費の発生によります財政リスクを

軽減するための費用を、それぞれ一定の割合で市町村や広域連合に交付するものでございます。

2の後期高齢者医療財政安定化基金積立金は、後期高齢者医療の保険者であります広域連合の財政安定等のため、県に設置しております基金への積立金でございます。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

○下村健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

資料の38ページをお願いいたします。

主な事業について説明をいたします。

まず、生涯を通じたより良い生活習慣の形成及び健康づくりの推進についてでございます。

1の生活習慣病対策の推進ですが、主な取り組みとしまして、(1)の糖尿病医療スタッフ養成支援事業では、熊大病院と連携し、糖尿病の適切な医療や療養指導等を提供できる医療スタッフの養成、糖尿病医療連携体制の整備への支援を行ってまいります。

次に、(2)の特定健康診査等実施事業ですが、市町村国保が実施する特定健診等に要する経費について負担するものです。負担割合は、市町村、県、国、それぞれ3分の1でございます。

次に、2の歯科保健推進事業についてでございます。

主な取り組みとしまして、人材育成研修や幼児、児童生徒への指導のほか、市町村が実施する4歳未満児へのフッ化物塗布事業及び保育所、幼稚園、小中学校等が行いますフッ化物洗口事業に要する経費の2分の1を助成するものでございます。

次に、4の健康長寿推進事業、くまもとスマートライフ推進事業ですが、昨年の2月補正で経済対策・地方創生先行分で予算措置をしていただいた事業でございますが、先進性や普及性の高いモデル事業の実施と成果の普

及、企業、団体等との連携により、県民総ぐるみで健康づくり活動の推進、健康寿命の延伸を図るものでございます。

次に、39ページをお願いいたします。

健康食生活・食育の推進についてでございます。

まず、1の健康食生活・食育推進事業ですが、(1)のライフステージに応じた健康食生活・食育の推進では、熊本県民の野菜不足を補うため、「あと1皿(100g)野菜を食べましょう！」を統一テーマに、食育の実践活動や普及啓発活動に取り組んでまいります。

次に、3の食品の表示に関する指導でございます。

健康増進法に基づく誇大表示の禁止や、平成27年4月に、食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品に関する規定を統合して施行されました食品表示法に基づく食品表示基準について制度の普及啓発を図るとともに、食品関連事業者等に対して、食品表示の相談、監視、指導を行うこととしております。

次に、40ページをお願いいたします。

がん対策でございます。

1のがん検診受診向上対策事業ですが、本県のがん検診の受診率は全国平均より高い状況にあります。さらなる受診率向上に向け、市町村が行うがん検診の精度管理の支援や大学生への講演会などの普及啓発を行うものでございます。

次に、(3)の新規事業、がん緩和ケア提供体制整備事業ですが、がん緩和ケアの充実を図るため、専門医の育成、県民への啓発などの体制整備について助成するものでございます。

次に、3の新規事業、がん相談機能向上事業ですが、がん患者とその家族等の療養支援のため、がん相談員への研修、がん相談支援センターの周知、がんサロンの活動支援等を行うものでございます。

なお、2つの新規事業は、ともに地域医療

介護総合確保基金を活用した事業でございます。

次に、41ページをお願いいたします。

難病対策についてでございます。

まず、1の指定難病医療費ですが、難病のうち、厚生労働大臣が指定する疾病について、患者一部負担を除き、医療費を公費負担することにより、負担の軽減を図ってまいります。

なお、難病新法が本年1月1日に施行され、医療費助成対象疾病が56から110に増加をしておりますが、7月1日からは、さらに306疾病に増加をいたします。医療機関等への周知に努め、迅速かつ的確な対応を進めてまいります。

次に、原子爆弾被爆者対策でございます。

1の原爆被爆者特別措置費ですが、原爆被爆者で原爆に起因する病気やけがの状態等にある方々へ健康管理手当を初め各種手当の支給を行うものでございます。

次に、ハンセン病問題対策でございます。

1のハンセン病事業費ですが、ハンセン病問題への理解を深めるため、菊池恵楓園を訪問して入所者との意見交換等を行います研修会、菊池恵楓園で学ぶ旅や、啓発用のパンフレットの作成、無らい県運動の検証委員会報告書の提言を受けまして、ことし3月に設置をしております熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会等を行うものでございます。今後も啓発の一層の充実に努めてまいります。

健康づくり推進課は以上でございます。

○和久田薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

主要事業、新規事業の42ページをお願いいたします。

まず、生活衛生関係営業施設の振興及び衛生対策についてでございます。

説明欄1の生活衛生環境確保対策事業ですが、理容所、美容所、クリーニング所などの

営業施設に対して衛生管理指導を行い、施設の衛生水準の向上を図るものでございます。

次に、2の生活衛生営業振興対策事業ですが、公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターが実施する経営相談や講習会などの事業への助成を通じて、経営安定や衛生水準の向上を図るものでございます。

次に、献血推進対策についてでございます。

説明欄1の献血推進対策事業についてですが、医療に必要な血液を確保するため、広く県民の皆様へ啓発活動を行うとともに、献血協力組織の育成を行います。特に、若年層の献血者確保対策として大学生組織に対する支援や、将来の献血者確保を見据えて、小中高生への出前講座などを通して、意識向上を図ってまいります。

43ページをお願いします。

次に、臓器移植・骨髄移植対策についてでございます。

説明欄1の移植医療推進普及啓発事業ですが、県の臓器移植コーディネーター等の活動強化や臓器提供体制の整備などを行うとともに、公益財団法人熊本県移植医療推進財団等と連携して、啓発普及活動を推進してまいります。

次に、説明欄2の移植医療推進支援事業ですが、これは、移植医療拠点病院であります熊本大学医学部附属病院におけるHLA検査、いわゆる組織適合検査体制の整備等を支援するものでございます。

次に、医薬品等の安全確保対策についてでございます。

44ページをお願いします。

説明欄2の後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の安心使用及び啓発事業ですが、県民や医療従事者が安心して後発医薬品を使用できる環境づくりを進めるため、県内主要病院における後発医薬品採用リストの更新、講習会の開催など、情報提供に努めますと

ともに、地域協議会の設置に取り組みます。

次に、薬物乱用防止対策についてでございます。

説明欄1の薬物乱用防止事業ですが、青少年層に薬物乱用が広がっていることから、県警や教育委員会などと連携して、小中学校、高等学校での薬物乱用防止教室の開催、大学生等への啓発強化により、薬物乱用を許さないくまもとづくりを進めてまいります。

45ページをお願いします。

説明欄2の危険ドラッグ対策事業ですが、新規事業となっております。民間の薬物依存症リハビリ施設である熊本ダルクが行う危険ドラッグの薬物相談ダイヤル設置などに対する助成等により、相談体制を充実して再乱用防止を図り、危険ドラッグ撲滅に取り組みます。

次に、在宅医療の推進についてでございます。

説明欄1の在宅訪問薬局支援体制強化事業についてでございます。

地域における在宅医療の基盤整備を図るため、熊本県薬剤師会が行う在宅訪問薬剤師支援センター及び在宅医療提供拠点薬局における在宅事業の運営、無菌調剤室施設整備事業、応需体制の整備、在宅薬剤師養成事業などの経費を助成するものでございます。

薬務衛生課は以上でございます。

○高木健次委員長 次に、病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

初めに、河野病院事業管理者。

○河野病院事業管理者 病院局でございます。委員の皆様には、今年度、大変お世話になります。どうぞよろしくお願いたします。

病院局におきましては、県立こころの医療センターの運営に当たっております。その運

営状況について、まず私から概略を申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

県立こころの医療センターにおきましては、本県における精神科医療の中核病院として、その使命、役割を果たせるよう努めております。

具体的には、措置入院など民間では対応が困難な患者の受け入れ、そして薬物依存など専門性が必要な患者の治療など、セーフティーネット機能を持つ病院としての役割を担っております。

また、地域社会において求められるニーズについてもいち早く対応しております。その一つが、児童思春期医療の取り組みでございます。平成24年4月から専門医師によります外来診療を開始いたしました。受診者は年々増加しておりまして、この3年間の受診者実数は193名となっております。また、平成29年度には、専用の入院施設の開設を予定しております。

それから、もう一つが、患者の地域移行支援事業です。平成26年4月から院内に地域生活支援室を設置いたしまして、支援室のスタッフを中心に、退院後のサポートを充実強化する事業に着手しております。これによって、当院の長期入院患者の方々の退院が、徐々にではありますが、促進をされてまいりました。

一方、病院事業の経営につきましては、県立病院としての役割を果たす上では、どうしても収支が厳しくなってくることから、一般会計からの繰入金によって収支を保っているところでもあります。しかしながら、繰入金に過度に頼ることのないよう、5年間の中期経営計画を策定し、経費の削減を継続する一方、さらなる医業収益の確保に努めているところです。

概略は以上であります。

詳細につきましては、総務経営課長から説明いたしますので、よろしく申し上げます。

ます。

○高木健次委員長 引き続き担当課長から説明をお願いします。

○清原総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

資料46ページをお願いいたします。

平成27年度当初予算でございます。

表の左側、病院の管理運営に係る収益的収支でございます。収入は、目標の患者数をもとに見込んだ医業収益、一般会計からの繰入金等で16億1,400万円余を計上しております。支出では、運営費用として16億1,100万円余を計上しております。

右側の資本的収支は、病院建設当時の企業債元金の償還や施設整備の更新経費等で2億6,400万円余を計上しております。収入はゼロとしておりますが、これにつきましては、内部留保資金の充当により対応することとしております。

次に、47ページをお願いいたします。

項目欄1、病院の概要でございます。

病床数は200床で、平成20年4月から、うち50床を休床し、現在、肺結核合併症のための病床10床を含めた150床で運営しております。

次に、中段の第2次中期経営計画の推進についてでございます。

計画期間は、平成25年度から29年度までの5年間です。

この計画は、(1)県立病院として果たすべき役割、(2)安全で質の高い医療の提供、(3)運営体制の強化と安定した経営基盤の維持向上の3つの柱から成っております。このうち、(1)の県立病院として果たすべき役割につきましては、県内精神科医療の中核的な病院として、殺人、傷害等を犯した触法患者等、民間病院では対応が困難な患者の積極的な受け入れなど、セーフティーネットとして

の機能を維持、充実してまいります。

②の新たなニーズに対応する取り組みについては、後ほど御説明させていただきます。

次に、48ページをお願いいたします。

27年度当初予算につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

次に、49ページをお願いいたします。

まず、地域生活支援室の設置・活動でございます。

入院医療中心から地域生活中心へという国の基本理念に沿って、退院した患者の地域での社会生活を包括的に支援するため、昨年4月に地域生活支援室を設置し、医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種の医療スタッフが連携して訪問や相談、具体的には、服薬の管理、金銭管理、清掃や買い物補助などの活動を行っております。ことし5月末現在で支援対象者数は12人となっております、看護師、精神保健福祉士、作業療法士の4名体制で対応しております。

次に、児童・思春期医療の積極的推進でございます。

児童・思春期医療における県内の専門医療機関や専門医の不足により、受診までの待機期間が数カ月を要するという状況があったことから、県立病院として県民のニーズに応えるため、平成24年4月から、こころの思春期外来を開設しております。おおむね13歳から19歳までを対象としておりますが、受診者数は、平成24年度が224人、平成25年度622人、平成26年度976人と年々増加しているところでございます。現在、平成29年度に予定している児童・思春期を対象とした入院施設の開設に向け、施設設置計画の策定や医師その他医療スタッフの実地研修に取り組んでいるところでございます。

病院局からは以上でございます。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、主要事業等について質疑を

受けたいと思いますが、質疑の際は、どの資料の何ページというような形で具体的におっしゃっていただければありがたいと思います。

質疑はありませんか。

○岩田智子委員 資料は、健康づくり推進課です。38ページですけれども、歯科保健推進事業で予算が組まれていますけれども、助成率の2分の1ということで、細かにちょっと教えていただけないかなというのが質問です。この内訳です。

○下村健康づくり推進課長 健康づくり推進課です。

お尋ねの歯科保健事業についての予算についてのお尋ねだと思いますが、歯科保健推進事業につきましては、総額で4,244万8,000円というふうに計上しております。特に、その中で、虫歯予防対策としては3,499万3,000円、主にフッ化物洗口の助成費用に要する経費が多い状況でございます。

よろしいですか。

○岩田智子委員 これは、薬代とかということですか。

○下村健康づくり推進課長 フッ化物洗口に要します経費に対する費用助成ということでは、補助率は2分の1で実施をしておるところでございます。特に、フッ化物洗口に伴います医薬品としては、フッ化ナトリウム試薬を使う場合、それから、最近、昨年承認を受けております薬剤、溶かして使うものでございますけれども、そういったものを使う場合とそれぞれ単価を分けておまして、基本的には1人当たりの単価を設定して、それを上限として助成をしているという状況でございます。

ちなみに、フッ化ナトリウム試薬を使う場

合には、保育所、幼稚園、それから学校の場合も300円と。それから、医薬品を使う場合には500円という単価で、予算としては、全県下の、熊本市は除きますが、県下の全校で実施できる金額で予算を計上しておるところでございます。

○高木健次委員長 よろしいですか。

○岩田智子委員 わかりました。まあ、このフッ化物洗口、学校でのフッ化物、集団フッ化物洗口ですけれども、ほとんどの地域で、もう物すごい勢いで、他県に比べて物すごい勢いで入って入っているという状況があります。私、ずっと学校の教員でしたので、この5年間でいろんなところに入っています。

しかし、学校でのフッ化物洗口で、とても、県の事業として学校でというようなことで、薬による虫歯予防、永久歯の虫歯予防ということで始められた事業だと思いますけれども、私は、こうやって今議員になっていましてけれども、いろんな意見をやっぱり聞いて、ここに立っているわけです。

学校での意見としては、もっと、学校の先生方に丸投げ、丸投げという言い方は失礼ですけれども、学校にお任せというような状況、それから虫歯が多い学校とか——このもともとの条例は、子供たちの年齢とか心身の状況に応じた良質なサービスというふうなことを行うというような条例がもとになっていると思います。まあ、子供たちの状況や子供たちの虫歯、それから保護者の要望とかをあわせて、そうやってぐっと急激に入っているのかどうかにはとても疑問を持っているということをお伝えしたいということと、それに加えて、学校でなければならぬことも条例には書いてありますので、これもきちんと考えております。

で、重ねて、くまもと家庭教育支援条例、学校では家庭教育の支援を行うというような

ことで、この虫歯予防も、将来的には家庭教育の一環としてやられるのではないかなど私としては思っていますが、このフッ化物洗口の学校での事業をこれからどのぐらい行っていくのか、質問です。

○下村健康づくり推進課長 お尋ねは、フッ化物洗口の事業について、どのぐらい実施を見込んでいるかと、いつまでしていく予定かというお尋ねかと思えます。

お話の中にございましたように、フッ化物洗口につきましては、平成22年の県の歯及び口腔の健康づくり推進条例、これは22年の11月に施行されておりますが、それとあわせて、あと、県の歯科保健医療計画に基づいて、これは各ライフステージに応じた口腔ケア等の歯科保健、それから口腔ケアの取り組みの推進をやっているわけですが、その中でも、特に子供たちの段階で虫歯を予防していく、特に、理由としましては、熊本県の現在の子供たちの虫歯の状況というのが非常に悪い状況であると。特に、全国でいまして40位以降に位置しておりますので、そういったものも前提に、このフッ化物洗口を進めていくというふうになった経緯でございます。

それから、特にフッ化物洗口については、これは学校現場で行っていただくことが多いことになるわけですが、特に、安全性についての疑問でありますとか負担の問題等々もこれまでお話が出ておりますので、そういったものについては、市町村、それから市町村の教育委員会、それから学校現場も含めて、県の教育委員会と一緒に一つ一つ説明をさせていただいてきております。その結果として現在の実施率、これは後で報告事項のところでお説明する予定にしておりますけれども、小中学校で約7割の実施が昨年度できているということになります。それは御理解をしっかりといただいた結果だろうというふうに考えて

おります。

今後も、まだ御疑問でありますとか、現場でのいろんな議論があるというのは認識しておりますので、私どもも、これまでと同様に、県教委と一緒に現場への説明は重ねていきたいというふうに考えております。

それから、質問の本旨でございます、いつまで続けるかということでございますけれども、県の補助としては、平成23年度から開始をしております、昨年度、金額は増額をさせて進めているところでございますので、いつまでというのは、これは予算の関係もございまして、申し上げますが、数カ年続けて継続をしていきたいなというふうに考えております。

○高木健次委員長 岩田委員、よろしいですか。

○岩田智子委員 はい、いいです。

○岩中伸司委員 ちょっと関連でいいですか。

お尋ねします。

学校現場の問題も、私も何回もこれは、フッ化物は非常に危険というふうな情報もたくさんあります。安全というんですね、今は安全に使っているということですが、ここでちょっと、4歳未満児の市町村の事業というのがありますが、これは、どれぐらいの自治体がこの検査はやっているんですかね、フッ化物塗布事業というのは。

○下村健康づくり推進課長 現状で申し上げますと、先ほど小中学校の実施率7割を超えたというふうにお話をいたしました、保育所、幼稚園における実施状況、これは、学校も含めて、熊本市は除いておりますけれども、44市町村で357施設で実施をされておまして、実施率が69.9%となっております。

これは平成27年の3月末現在の数字でございます。

○岩中伸司委員 4歳未満児というのは、非常にそれぞれやっぱり自分で——これは私も詳しいことはなかなかわかりにくいんですが、学校現場でやる場合は、子供たちに、飲み込まないように、安全にというふうなことでやられているというふうに思うんですが、この4歳未満児というのは、そういうのが非常に難しいんじゃないかと思うんですが、どんな形でなされているんですかね。

○下村健康づくり推進課長 4歳未満の子供たちに対しては、フッ化物塗布ということで、歯にフッ化物を塗る形で進めている事業でございます。

○岩中伸司委員 フッ化物を歯に塗るということでも、それでも安全な状態ということで理解していいんですか。

○下村健康づくり推進課長 フッ化物につきましては、恐らく医療機関、歯科医師、歯科医院でも同じようにフッ化物を塗るということは行われていますので、そういう意味では、フッ化物を児童に塗ることについての安全性については問題ないというふうに考えております。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○重村栄委員 幾つかいいですか。時間的に大丈夫ですか。

○高木健次委員長 大丈夫です。

○重村栄委員 済みません、ちょっと幾つか質問したいんですが、7ページ、と畜検査事

業等の説明がありますが、畜産流通センター等で屠畜事業等が行われておりますけれども、この件について、私、2年か3年前だったかな、議会で質問したことがあるんですけども、まずは獣医師さん、当時不足してたんですよね。獣医師の数が不足してたので、その確保が大変だということもあって質問させていただいたんですが、その後獣医師のその数は十分確保されているのかどうかというのが、まず、ちょっとこの1点目の質問です。

それで、それにあわせて、私素人なのでちょっとわかりにくいんですけども、牛とか豚とかそういったものの処理をするときの獣医師さんの仕事の仕方、直接検査されますよね、肉をね。直接検査をされて、オーケーとかオーケーじゃないとか判断を出されてます。

一方、食鳥センター、そういうところは、獣医師さんは立ち会いをされますけれども、実際の検査は、そういうところの職員さんが研修を受けてするという形になっているはずなんです。その辺が、何でそういうふうに、同じような肉で、牛と豚と鳥で違うのか、法的なものがあるんだろうと思うんですけども、ちょっとそこら辺を教えてくださいと、その食鳥みたいなやり方ができないのかなというのをちょっと疑問に思ったので、お聞かせいただければと。まず、これが1点目です。

○岡崎健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

まず、1点目の獣医師の不足状況でございますが、結論から申しますと、今現在も不足しております。それで、人事課とそれから農政部と健康福祉部で一緒になりまして、毎年、各獣医師系大学を訪問いたしまして、熊本県への就職についてリクルート活動を行っておりますが、全国的にも行政獣医師が不足

しております、なかなか充足するには至っておりません。

それから、2点目の食鳥検査の事業者の方を、検査員的な方を任命してできないかということでございますが、これは、委員おっしゃられたとおり、法律上、と畜場法上では獣医師が一体一体検査することになっておまして、食鳥につきましては、食鳥処理法で簡易検査が認められておるところでございます。確かに、食鳥的な方式ができれば獣医師の負担も軽くなるんですが、現状では、法律の制限でそれはできないような状況でございます。

○重村栄委員 その鳥と豚とか牛と、どういふふうな理由で法で分けているんですか。

○岡崎健康危機管理課長 健康危機管理課です。

まず、食鳥につきましては、例えば、熊本県で最大の食鳥処理場が八代にございますが、1日3万羽以上を処理しております。それにつきましては、やはり大規模処理につきましては、物理的に、一羽一羽見るというのは、事実上ちょっと困難ということでございまして、法律上、簡易検査的な検査で賄っているところでございます。あと、牛等につきましては、やはり一体一体、安全な食肉を出すために、一頭一頭の検査が義務づけられているということで理解しております。

○重村栄委員 物理的な問題でなっているのであれば、変える余地はあるのかなと思うんですけども、病理的な問題とかいろんな医学的な問題、病理的なことで、豚と牛と鳥は違うのか、そこはどうなんですか。

○岡崎健康危機管理課長 健康危機管理課です。

私も詳しい内容まではわかりませんが、やはり牛と豚等につきましては、例えば、人畜共通感染症とかございまして、やはりそういった可能性が、病原的なものも法律上関連しているんじゃないかと思われまして。またそこはちょっと詳しく調べておきたいと思いません。

○重村栄委員 当時質問したときに、当時もかなりの人数不足、獣医師さんの方不足してしまっていて、これは、獣医師さんが資格を取られる数は全国的に余り変わっていないんですよ。ずっと同じような数字の方が卒業されて資格を取られているんですけども、要するに、大型動物を扱うのが嫌ということで、ペットとか、そっちのほうにかなり流れているということで、獣医師がどうしても、特に公共関係の分不足されているということで、かなり負担が高くなっているというのがあって、特に最近では、鳥インフルだ何だというそういった問題で、獣医師さんの負担が非常に急激に高くなったりして、かなりのストレスを抱える獣医師さんも多くなっている。その、逆に悪いほうの絡みでずっとなかなか人が減ってきているのかなという感じがして、そういったものを解消するのに、じゃあ今の人数でどうやったらいいかという、例えば、そういう検査の仕方を変えることができれば解消の一步になるのかなという、ちょっと素人が考えた話なんで申しわけないんですけども、ちょっとそんなところがあって質問したんですよ。

多分これはすごく昔の法律なんですよね。何年だったかな、ちょっと記憶がはっきりしません。何かかなり昔の法律で決まっていますんですけども、これを変える余地はないのかなと、ちょっと気になって素人ながら思っているんです。ちょっとこれは研究してみてください、国とのかかわりがあるので。獣医師不足の解決のために、そういったものが変

えられるのであれば検討する余地ありかなと思いますので、検討材料としてお願いをしておきたいと思えます。答えはいいです。

続けていいですか。

ちょっと幾つかあったんですけども、29ページ、障がい者支援課です。

工賃向上計画支援事業が行われておりまして、毎年商談会が県庁の大会議室であっております。それで、なかなか、いろんな商品を各施設等で作られて販売等をされていますし、PR活動もされているんですけども、なかなか値段の問題とかいろんなことで思ったように普及していない、広がっていないのが現実だと思うんですね。

それで、そんな中で、今、障害者施設等で、こういう作業に当たっているその障害者の方々のお1人当たりの工賃、大体幾らぐらいになっているのかなというのがあります。それで、その工賃がふえてきているのか、あんまりふえていないのか、その辺の推移がどうなのか。

そして、もう1つ、この資料の中に「官公需発注の拡大等を行い」ということで書いてありますが、具体的にどの辺の部分のどういうふうに上げようと思っているのか。1つは、役務というのがあるんだろうと思うんですけども、こういったところを少し具体的に話ししていただければと思います。

○井上障がい者支援課長 今お尋ねの工賃についてでございますが、平成25年度の実績で、1人当たり月1万3,648円という実績がございます。平成26年度については今取りまとめ中でございますが、25年度の工賃向上計画の目標値が1万6,200円でございますので、目標値からすると82.4%ということで、まだ目標に達していないという状況でございます。ただ、工賃自体は、少しずつではございますが、伸びてはきてございます。

それと、もう1点の官公需についてござ

いますが、官公需につきましては、障害者優先調達推進法というのが平成25年4月1日に施行されております。自治体については、官公需を積極——障害者の施設などから買うということを義務づけられておりますが、なかなか一遍には進まないという状況がございます。ただ、毎年調達額自体はふえてきておりました、平成25年度の実績でいいますと、県が2,460万ぐらい、市町村合わせて7,000万ぐらいでございます。合わせて9,500万ぐらいの実績になっております。これが、平成20年の実績は、県、市町村合わせて2,300万ぐらいでございますので、4倍ぐらいには伸びているという状況でございます。

今御指摘の役務などについても、例えば除草作業ですとか、そういったものについても積極的に調達することにしております。ただ、なかなか作業できる事業所なども多くはございませんので、なかなか進まないというのが実情でございます。

○重村栄委員 官公需発注の場合の問題点として、入札の問題とかがあるんだろうと思うんですよね。優先発注ができるのかできないのか、そういった問題もあるんだろうと思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○井上障がい者支援課長 県の管理調達課のほうで要綱を定めておまして、実際競争入札をしなくても随意契約で契約できる額というのが、物品調達については10万円以下ということになっておりますが、管理調達課が定めております特例では、10万円を超えても障害者施設などから調達することは可能ということになって、そういった仕組みはございます。

○重村栄委員 なかなか民需を期待するのは非常に厳しい状況だと思うんですよね。確かに工賃が少しずつ伸びてはきていますけれど

も、思ったほどいかないというのが現実のようでして、そういった意味では、官公需がやっぱり大きな期待をされるんだろうと思うので、まあ、特段の配慮をしていただいて、優先発注できるだけしていただいて、少しでも工賃が上がっていくように取り組んでいただきたいとお願いをしておきたいと思います。

それから、もう1つだけよろしいですか。

○高木健次委員長 はい、重村委員。

○重村栄委員 ハートフルパスの件がありますけれども、3ページ。

ハートフルパスは、制度ができて、かなり普及はしてきていると思います。ただ、最近、私、スーパーとかに、大きなショッピングセンターとか行くときに見かけるんですけども、駐車場も、優先できる障害者の駐車場をつくってあるし、そういう整備はできてきているんですが、時々、障害者用駐車場にぱっと車がとまって、おりてこられた方は、非常に健康的な方がぱっとおりてこられて、えっ、この人が障害者駐車場を利用するのかなと思って、車見ると、車の中にハートフルパスをかけてあるんですよ。それで、えっ、これはかけてあるけれども、でも、おりてきた人は決してそんなふうに見えなかったけどなという疑問を時々抱く人を見かけるんですね。あれは、ハートフルパスの発行というのはどんなふうにしてされているのかなど。多分障害をお持ちじゃない方が持っているのかなというケースを見かけるもんですから、そういったところはどういうふうに管理をされて、チェックをされているのかなど。

こういったものが、悪質的なものが出回ると、この制度の趣旨が死んでしまうので、そうなったら、もう誰でも彼でもその障害者駐車場にとめたくなくてしまっていて、せっかくのやさしいまちづくり、やさしい政策が無意味になるなという気がしてしょうがないも

んですから、ちょっと実態をどんなふう把握されているか、お聞きしたいんですけれども。

○渡辺健康福祉政策課長 ハートフルパス制度の交付要件ということについて御説明いたしますと、基本的には、やはり歩行が困難な方という基準を設けておりまして、例えば、身体障害者の方は手帳をお持ちである方、あるいは精神障害、高齢者の方も難病の方も、いずれも診断書なり手帳を確認いたしまして交付いたしております。

あと、そのほかにも、妊婦の方につきましても、7カ月を超えますと、なかなか歩行が困難になるということで、その辺も手帳などを確認いたしまして、必ず手帳を確認した上で交付しております。

それで、委員が御指摘の部分につきましては、時々私どものほうにも御意見いただいております、想像いたしますと、御家族の方が乗っておられる分もあるのではないかなという気もしております、やはり適正利用をどうやっていくかというのが一番の課題となっております。

それで、なかなかお互いに、この制度自体が強制力を持ったものではございませんで、お互いの思いやりとか善意で成り立っている制度でございますので、なかなか難しい面がございますけれども、1つは、啓発を進めるということと、あと、協力していただいている施設のほうにも、ポケットティッシュに適正利用をお願いしますというふうなメッセージをつけたものを配布しております、例えば、不正利用じゃないかなと思われるような方がある場合には、それをワイパーに挟んでいただくとか、そういったことで啓発を一生懸命やっているところでございます。

ことしも、新たに新取り組みといたしましては、標語募集をやりまして、そういったものから、また、標語を募集することで皆さん

の意識を向上させて、制度の普及を図るとともに、それでまたグッズをつくりまして、それをまた普及啓発に活用していきたいというふうに思っております。

○重村栄委員 ぜひ啓発をしっかりとさせていただいて、本当に使っていただく方には、もうしっかりと使っていただきたいと思いますので、そうじゃない方は、やっぱり少し遠慮する形を徹底していただくようお願いしたいと思います。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○藤川隆夫委員 まず、7ページの動物愛護管理の中に狂犬病の話が出ていますけれども、実際狂犬病のワクチンの接種というのは極めて低い状態が今続いているというふうに思います。

その中で、いつこの国内に狂犬病が入ってきてもおかしくない状況が今あると思います。東南アジアでは頻繁に起こっている話でありますので、実際入ってきてしまって、人間が咬傷されてしまうと死に至るという話になってきますので、この付近に関して、この予防接種の接種率をやっばり上げなきゃいけないというふうに思うんですけれども、これに関しての取り組みについて、まず1点目伺います。

○岡崎健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

狂犬病の予防接種率につきましては、現在第2次の熊本県動物愛護管理計画の中では80%という目標を設定しております。ただ、実態といたしましては、近年、70%前後続いております、直近では、26年度は69.3%という数字でございます。ただ、地域別に見ますと、人吉地域では90%、水俣地域でも80%と

いうふうに、県内2カ所の圏域では目標を達成しております。一方で、熊本市、宇城等につきましては、62%、63%という形で、地域別にも差がございます。

現在、市町村を通しまして、予防接種、注射率の向上に向けた担当者会議の開催、それから、特に予防注射率が低い市町村につきましては、個別にヒアリング等を実施いたしまして、向上に向けました技術的支援を行っております。また、県の獣医師会等とも連携いたしまして、そのあたりを今進めているところでございます。

○藤川隆夫委員 まあ、なかなか接種率は上がらない状況があるので、できれば、接種しなきゃ飼えないような形にしていくとか、市町村ですね、というようなことも逆に言う必要になってくるのかなというふうに思っておりますので、そのような取り組みも含めてお願いできればというふうに思います。

もう1点よろしいですか。

34ページにドクターヘリの運用の話がありまして、防災消防ヘリとの2機体制でうまく今運用されているというふうに思うんですけども、その中で、防災消防ヘリの場合は、病院間の搬送が主となっているというふうに思います。

それで、あるところからの話で、実は周産期絡みの話なんですけれども、防災消防ヘリが飛んでくると、病院間搬送だからと。そこに実は医師が乗らなきゃいけないという話が出てくると。ところが、実態として、過疎地域でやっている病院に関しては、その方が防災消防ヘリに乗ってしまうと空白期間ができて、そのときに現地での対応ができなくなってくるので、その付近を、今の救急車なんかだと看護師が乗ったりなんかして対応できているので、そういう部分ができないかという話もありますし、運用面上、確かに医師が乗ったほうがいいのはよくわかるんですけど

も、その付近の状況等に関してもうちょっと柔軟に対応できないか、あるいは、逆に言うと、ドクターヘリを派遣するとか、医師をピックアップしてですね、そういうふうなことも考えられないかというふうに思っておりますので、その付近の運用面に関して、今後どういう形でやられるかを教えていただければと思います。

○立川医療政策課長 今ドクターヘリの病院間搬送についてのお尋ねがございまして、基本、今病院間搬送につきましては、患者さんを送り届ける先の、いわゆる搬送先と言っていますけれども、搬送先の病院の医師が乗ってくる、いわゆるピックアップと言っていますけれども、例えば、熊本から「ひばり」が飛んでいくときに、熊本医療センターであるとか、熊本赤十字病院であるとか、その医師をピックアップして、そして、例えば人吉であるとか、人吉医療センターであるとか、そういったところに行くというのが、今、不文律と申しますか、そういった申し合わせでやっているところです。

ただ、そのピックアップができなかったような場合に、委員おっしゃいましたように、いわゆる搬送元、地域の病院から医師が乗り込みますと、その病院の医師がしばらくヘリコプターに乗っている間不在になるわけで、その方が非常に大事な専門医であったりすると、その病院の医療がままならないというふうなことで、いろいろ聞いております。

それで、先生おっしゃいましたように、医師ではなくて看護師であるとか、例えば分娩とかという場合であれば助産師でいいんじゃないかというふうな声も出ていまして、そこを今、周産期の意見交換をする会が熊大を中心に各中核の分娩施設等と今やっているところで、ただ、まだ先生方たちも、看護師なり、助産師を自分の指示で乗せて何かあった

ときの場合のことをまだ心配されているところがありまして、そこの柔軟な対応まではまだ至っておりませんが、今私どもがお願いしようとしておりますのは、原則であります、いわゆる搬送先の先生、なるべく乗っていただくように、改めて要請をするということをやりたいというふうにはまず思っているところでございます。

○藤川隆夫委員 まあ、今の形でやっていただきたいというふうに思います。ただ、実はヘリポートの件が恐らくこれは絡んでくると思うんですね、ピックアップするにしても。その病院にヘリポートがあればピックアップもしやすいけれども、そうじゃないところに搬送する場合のときはまた違う話になってくるというふうに思いますので、その付近は、逆に言うと、医師を救急車に乗せるか何らかして、そのヘリポート、日赤なら日赤まで連れていくとか、具体的に言うと、そぎゃん話もしていかなとかぬとかなというふうに思いますけどね。だから、今、現実問題、ヘリポートのおりられるところは、日赤、熊大、国立、主に——あと、済生会等ありますけれども、そこはないですからね、産科が。だから、結局3つだけの話になってくると思いますけれども、まあ、うまくその付近は調整されて運用していただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

委員長、もう1点だけ、済みません、よろしいですか。

40ページの緩和ケアの話なんですけれども、これは、これから先進めていかななくてはいけない事業だというふうには思います。その中で、専門医の養成というのが大事になってくるわけなんですけれども、この緩和ケアの専門医の養成という中において、これは、極めて現状だと実際緩和ケアやっている病院というのは限られておりまして、その中でどうやって養成していくかということで、実

は、現場サイドというか、その緩和ケアをやっている先生方の中においても、ちょっとこの養成については何とかならぬだろうかという話が結構出てきておりまして、ここの新規事業に関しては、具体的にこの専門医の育成と書いてありますけれども、どういう形でこれをされるのかという話を聞かせてもらえればと思います。

○下村健康づくり推進課長 緩和ケアの医師、専門医の育成についてのお尋ねでございますが、現在、この事業につきましては、熊本大学附属病院で実施をしていただくことで進めておる、補助をして実施をしていただくことになっている事業でございます。

緩和ケアにつきましては、全国では80数名いらっしゃるんですが、熊本県では、昨年の時点では、どなたもいらっしゃらないということで、これにつきましては、専門医の資格を取るためには認定制度というのがございまして、そこで資格を取る必要がございまして、中核になる先生が熊本大学附属病院のほうにいらっしゃいますので、その方を中心に専門医の育成、それから臨床心理士についても、これは緩和ケアチームに配置をしていく必要がございまして、あわせて育成をしていくことで進めている事業でございます。

特に、がん患者等とのコミュニケーション技術であるとか、症状の予測、疼痛のコントロール、それから精神症状に対するケア等を行うことができるスキルを身につけていただくということで進めておるものでございます。

○藤川隆夫委員 今の話でわかりましたけれども、まあ、これから国がいろんな形で在宅医療というのを進めていく中において、当然がん患者の在宅での管理というのが必要になってくると思います。その際に、やはりそれなりの研修をやり、実績を積んだ先生方がや

っぱり訪問に行かなきゃどうしようもないような状況が出てくると思います。あわせて、臨床心理士の話も今していただきましたので、その体制をきちっとつくっていく上においても、できるだけ早期にそのような専門医をやっぱり養成していかないといけないというふうに考えておりますので、積極的にぜひやっていただければと思います。よろしくをお願いします。

○重村栄委員 先ほどの藤川先生の質問にちょっと関連していいですか。

先ほど藤川先生のほうからヘリの救急医療、搬送の話が出てたんですが、ちょっと実績をお聞かせいただけませんか、どのぐらい回数を飛んでいるのか。

○立川医療政策課長 これは、平成26年4月1日から平成27年3月31日の平成26年度1年度間の数字になります。ドクターヘリが出勤回数が627件、県防災消防ヘリの「ひばり」が190件出勤しておりまして、それぞれ現場救急、病院間搬送——キャンセルも若干ありますけれども、その2つの業務について、今言いました、ドクターヘリが627、防災消防ヘリ「ひばり」が190、合計いたしますと817となりまして、1日当たり2.2回の出勤ということで、これは徐々に、スタートしたときより少しずつふえておるところでございます。

○重村栄委員 ドクターヘリが627回ということで、日に2回ぐらいですよ。これは、余裕度という言葉はよくないんでしょうけれども、運用する能力の限界というのは何回ぐらい考えられるんですか。

○立川医療政策課長 限度が何回というのは、私は基地病院である熊本赤十字病院からは聞いておりませんが、今のところ、

もうこれ以上運航できないとかいったことは聞いておりませんので、まだ若干余裕はあるかと思えますけれども、まあ、1日に何回が限度かというふうなのはちょっと確認をしておきたいと思いますが、それも、距離でありますとか、それから重症、そういったのもございますので、一概には言えないと思えますけれども、それはちょっと確認して、後ほど御報告したいと思えます。

○重村栄委員 広域連携での動きというのは何かあるんですか。

○立川医療政策課長 ドクターヘリに関しましては、まずは、県内の現場救急を第一に優先していこうということで、この3年間、そちらに傾注してきたというか、県内だけでやってきたというのが実態でございます。ただ、例えば、人吉の患者さんが、自分のもと鹿兒島かあるいは宮崎から入院しているので、そちらのほうに搬送してほしいといったようなこととかも伺っております。今度の議会でもそのような御質問、本会議でも出ましたので、早速、本県は、福岡、大分、宮崎、鹿兒島と接しておりまして、それぞれ患者さんの行き来は多分にありますし、救急の事案もありますので、早速、各県さんに、まず、ちょっと今文書を、調査票といいますか、それから始めて、直接隣県の関係者と協議を進めて、その連携が、どこまでの連携をするかとかいろいろありまして、また、山がありますもんですから、飛ぶ飛べないとかいろいろ聞くところがございますので、そういった課題をクリアして、連携ができるように進めてまいりたいと考えております。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩田智子委員 本会議で2人の議員の方が

御質問された子供の医療費についてですけれども、それはどこを見ればわかるんですか、その予算は。

○福田子ども未来課長 子ども未来課でございます。

乳幼児医療費助成につきましては、資料は、20ページの3番目でございます。乳幼児医療費助成事業5億3,800万円と書いてあるのがそれです。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

2人の議員の方が質問をされたということで、私も、いろんな方から、議員になった後に、子供の医療費についてよろしくお願ひしますというのをたくさんの方から言われたので、これで、健康福祉部長と知事の答弁では、県民が真剣に望むものとか、例えば病児・病後児医療を充実させるとかというような答弁がございまして、それもととも重要だと思えますけれども、たくさんの県民の方々が本当に真剣にこれをやってほしいと思われることを私たちは考えなければいけないのではないかなと思っています。それは、フッ化物洗口に関してもそうだと思います。フッ化物洗口が入ったことで——入れてくれと私が言われたことはありません。以上です。

だから、そのことを検証していただきたいと思えます。県民が本当に望んでいることを、どういうことなのかというのをきちんと検証していただきたいということです。

○高木健次委員長 答弁はいいですね。

○岩田智子委員 はい。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩中伸司委員 高齢者の問題で、後期高齢

者医療制度ですね、かなりの金額になっているんですが、これは、発足以来急激にこれまで負担が重くなっていると思うんですが、これから2025年、私がちょうど75～76になるころは、もう頂点なんですね。この制度そのものも、確かに基金積み立てなんかはされていますが、この現状と将来展望について、一言だけでも課長から。

○大塚国保・高齢者医療課長 後期高齢者医療に関する御質問でございました。

後期高齢者医療の費用につきましては、制度発足以来数字は伸びているところがございます。ただ、本県の場合は、高齢化率がもともと高うございましたので、その人の伸びというのは徐々に抑えられていっているという状況にはございます。ただ、1人当たりの医療費で見ると、やはり毎年額は伸びている状況でございます。この点に関しましては、後期高齢者医療制度といたしましても、保健事業、いわゆる健康づくり、高齢者の健康づくりというのには重点を置いていかなければならないというふうに考えておりました。後期高齢者医療を直接担当しております市町村の広域連合と連携をしながら保健事業の充実を図っていくことで、医療費適正化を進めていきたいというふうに考えております。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

なお、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後0時59分開議

○高木健次委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

それでは、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

その前に、ドクターヘリの回答を、午前中の質疑に対する回答があるそうですので、発言を許します。

○立川医療政策課長 午前中の審議で、重村委員のほうから、日赤のドクターヘリの余裕はあるのかということでお尋ねがあっておりまして、ドクターヘリだけでいいかと、1年間平均は1.7回でございます。それで、過去に、調べますと、1日6回出動した経緯が3回ほどあるということで、その点から見ますと、要請があれば出動できる余力はあるというふうな回答がありましたので、追加して報告させていただきます。

以上です。

○重村栄委員 ありがとうございます。

○高木健次委員長 じゃあ付託案件を議題にしたいと思います。

健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、豊田健康福祉部長。

○豊田健康福祉部長 それでは、本議会に提出しております健康福祉部関係の議案等の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係1議案、条例等関係4議案、報告3件でございます。

まず、第1号議案の平成27年度熊本県一般会計補正予算についてですが、総額6億7,900万円余の増額となる補正予算をお願いして

おります。

その主な内容でございますけれども、地域医療介護総合確保基金について、介護分に係ります事業の内示に伴います基金の積み増しや、同基金を財源といたしました特別養護老人ホーム等の施設の開設準備経費に対する助成、介護施設、介護拠点の整備等に対する助成などに係る予算を計上しております。

これらによりまして、特別会計を含めました健康福祉部の平成27年度の予算総額は1,392億9,000万円余となります。

次に、条例等関係についてですが、第8号議案の熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3件を提案しております。

また、報告関係につきましては、報告第1号の平成26年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について外2件について御報告させていただきます。

このほか、その他報告事項として、地域医療構想の策定について外2件について御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。詳細につきましては関係課長が説明いたしますので、よろしく申し上げます。

○高木健次委員長 引き続き担当課長から説明をお願いします。

○渡辺健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

厚生常任委員会説明資料をお願いいたします。ページが飛びまして恐縮でございますが、20ページをお願いいたします。

平成26年度一般会計に係る繰越明許費の御報告でございます。

災害救助事業費につきまして、2,900万円余を繰り越しております。これは、平成24年

の熊本広域大水害に際し、阿蘇市に建設いたしました応急仮設住宅の敷地の原状復旧と住宅に併設したみんなの家2棟の移設経費につきまして、入居者が住宅を再建されるなどによって仮設住宅を退去される時期の確定等に時間を要し、年度内の完了が見込めないために繰り越したものでございます。

原状復旧工事につきましては、既に工事が完了しておりまして、みんなの家につきましても秋ごろには移設が完了し、被災地区の公民館や市営住宅の集会所として活用される予定となっております。

説明は以上でございます。

○岡崎健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

同じく説明資料の2ページをお願いいたします。

平成27年度6月補正予算説明資料でございます。

食品衛生指導費につきまして、372万3,000円の増額補正をお願いしております。これは、右の説明欄に記載しておりますとおり、食品の衛生管理手法であります、これはハサップと読みますが、HACCPの推進を図るための基盤整備事業で、国のモデル事業として、会議や研修会、マニュアル策定等に要する費用でございます。財源は全額国庫でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

それから、続きまして、条例2議案について御説明を申し上げます。

同じく説明資料の10ページをお願いいたします。

第8号議案熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

概要につきましては、12ページで御説明を申し上げます。

レジオネラ症条例につきましては平成16年に制定しておりまして、入浴施設等におけるレジオネラ症という感染症の発生防止のための衛生管理に関する条例でございます。

条例の改正の趣旨につきましては、介護保険法の改正に伴いまして、入浴施設の衛生管理について必要な措置を講じなければならない施設に、入浴施設を有する第1号通所事業所を追加する等の規定の整備を行うものでございます。

内容につきましては、条例の対象となります社会福祉施設に第1号通所事業を追加するものでございます。

施行期日は、事業所の追加につきましては9月1日から、その他の規定の整備につきましては公布の日からとしております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちらにも、申しわけありません、14ページの条例の概要で御説明を申し上げます。

まず、条例改正の趣旨ですが、食品衛生法、それから農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、これはJAS法と呼んでおります。それから、もう1つ、健康増進法、この3つの法律の食品表示に関する規定を統合いたしました食品表示法に基づきます食品表示基準の施行に伴いまして、関係規定の整備をするものでございます。

内容につきましては、食品表示基準の施行に伴う所要の規定の整理及び公衆衛生上講ずべき措置の基準のうち、食品の表示に関する基準を削るものでございます。

施行期日は、公布の日からとしております。

それから、最後に、繰り越しの報告が1件ございます。

21ページをお願いいたします。

エボラ出血熱対策事業180万についてでござ

ございます。これは、第1種感染症指定医療機関であります熊本市民病院に、感染防護具の整備を助成するものでございました。2月議会で予算化しまして、全額今年度への繰り越し設定していただいております。この事業につきましては、4月に交付決定を行い、現在、熊本市民病院において購入の手続きを行っておられるところでございます。

以上、健康危機管理課の説明を終わります。

○本田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

説明資料、また戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

まず、老人福祉費でございますが、右側の説明欄にありますように、高齢者福祉対策費のうち、施設開設準備経費助成特別対策事業として2,471万円、2段目の老人福祉施設費でございますが、説明欄にありますように、老人福祉施設整備費のうち、介護基盤緊急整備等事業として2億1,300万円余の増額補正をお願いしております。この2つの事業は、先ほど主要事業でも説明しておりますが、介護施設の整備と開設前の準備や人材育成等を行う事業でございます。

説明欄の下のほうにありますように、財源としては、地域医療介護総合確保基金を活用する事業でございます。新年度に入りまして国の内示額が確定したことから、増額補正をするものでございます。

以上、高齢者支援課の6月補正予算としましては、合計2億3,700万円余の増額補正をお願いしております。

続きまして、条例改正でございます。

飛びまして、17ページをお願いいたします。

第10号議案熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

委員会資料では、15から16ページまでに条例案、17ページに概要を掲載しておりますので、17ページの概要で御説明させていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨でございます。

昨年6月の地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、厚生労働省令でございます養護老人ホームの設備及び運営に関する基準が改正されたため、その省令をもとにつくっております県の養護老人ホーム等の設備、運営に関する基準条例外2条例を一部改正するものでございます。

続きまして、2の内容でございます。

(1)でございますが、これは、養護老人ホームが指定を受けることができる居宅サービスの類型が1つ追加されました。特定施設入居者生活介護という類型でございますが、追加されたために、その人員基準等の規定を整備するものでございます。

(2)は、介護保険法の一部改正により条項ずれが生じておりますので、実質的な意味合いは変わりませんが、条項ずれに対応して関係規定の整理を行うものでございます。

施行期日は、公布の日からとしております。

続きまして、また飛びまして、説明資料の22ページをお願いいたします。

繰越計算書について御説明いたします。

昨年度の議会において承認いただきました繰越明許費のうち、繰越明許費に伴う繰越計算書の御報告でございます。

事業名の欄の一番上の施設開設準備経費助成特別対策事業費でございますが、特別養護老人ホーム、グループホーム等5施設6,600万円の繰り越しが確定しましたので、御報告します。早い事業所では5月中旬、遅いところでも7月までには開設予定というふうになっております。

次に、指定サービス事業者管理事業費でござ

ございますが、指定事業者等管理システムの改修費用について、116万円余の繰り越しが確定しましたので、御報告します。

なお、現在システムを改修中でありまして、7月までには完了する予定でございます。

次に、3段目、老人福祉施設整備等事業費でございますが、特別養護老人ホーム10床分の改築2,400万円の繰り越しが確定しましたので、御報告します。この工事は5月末に竣工しております。

最後でございますが、介護基盤緊急整備等事業費でございますが、地域密着型特別養護老人ホーム2施設2億3,200万円の繰り越しが確定しましたので、御報告します。

なお、2施設とも4月末には竣工しております。

以上が高齢者支援課分でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○池田認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課です。

戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、老人福祉費です。

説明欄の1、高齢者福祉対策費の(1)から(4)までの事業ですが、全て新たに創設された地域医療介護総合確保基金を活用した事業でございます。

まず、(1)市民後見推進事業につきましては、認知症の高齢者の増加により、成年後見制度の利用も増加が見込まれますことから、市民による後見について周知、普及、活用を推進する市町村に対し事業費を助成するものです。この事業につきましては、昨年度までは10分の10の国庫補助事業でしたけれども、今年度から基金活用事業に移行したため、2,811万円の補正をお願いするものでございます。

次に、(2)認知症総合支援研修事業につきましては、平成30年度までに全ての市町村に配置いたします認知症初期集中支援チーム並びに認知症地域支援推進員の育成に要する研修経費でございます。本年度から基金活用事業とされたものです。

次に、(3)認知症介護研修等事業につきましては、介護施設等職員に対する認知症介護の研修に要する経費です。昨年度までは、県と政令市である熊本市に対し、それぞれ2分の1の国庫補助がございましたけれども、今年度から基金活用事業に移行したことにより、県分につきましては国庫補助から基金への財源更正、それから熊本市への国庫補助相当分46万円の補正をお願いするものでございます。

次に、(4)認知症診療・相談体制強化事業につきましては、かかりつけ医や一般病院勤務の看護師など、医療従事者に対する認知症対応力向上のための研修に要する経費でございます。(3)と同様に、県と熊本市でそれぞれ国庫補助事業として実施してはいたしましたが、国庫補助事業から基金に移行したことから、県分については国庫補助から基金への財源更正、熊本市への国庫補助相当分21万円余の補正をお願いするものでございます。

次に、5ページ、(5)並びに2の介護保険対策費の(1)から(3)まで、これも、いずれも地域医療介護総合確保基金を活用いたしますことから、財源更正をお願いするものでございます。

以上、認知症対策・地域ケア推進課は、6月補正予算として3,200万円余の増額並びに財源更正をお願いいたしております。

次に、23ページをお願いいたします。

繰り越しの報告についてでございます。

事業名の欄、中山間地域等創生による地域包括ケア推進事業については、中山間地域等の条件不利地域での住民参加による地域ケア

包括体制づくりの経費です。国の経済対策で2月補正予算で計上いただいたものでございますけれども、今年度へ繰り越して、現在、事業実施する市町村、団体を募集しているところがございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしく願います。

○吉田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

資料、お戻りいただいて、6ページをお願いいたします。

社会福祉総務費で155万円の補正をお願いしております。

補正の内容は、市町村が行う臨時福祉給付金事業の支援に要する事務経費でございます。臨時福祉給付金そのものにつきましては、消費税率の引き上げに伴う低所得者への影響を緩和するため、昨年度に引き続き行われるもので、市町村民税非課税世帯の方に1人6,000円が給付されます。

次に、繰り越し関係で御説明申し上げます。

資料、24ページをお願いいたします。

保護施設整備費2億8,609万円につきましては、昨年度の2月議会で経済対策分として補正いたしました八代市に所在する救護施設の老朽改築に伴う助成でございます。現在整備中ございまして、来年2月ごろには工事が完了する予定です。

社会福祉課は以上です。

御審議のほどよろしく願います。

○福田子ども未来課長 子ども未来課でございます。

資料、お戻りいただきまして、7ページをお願いいたします。

補正予算でございます。

児童福祉総務費で6,214万円の増額補正をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

1の児童健全育成費で、(1)と(2)の2つの事業がございますが、いずれも、市町村が行う事業に対しまして、国3分の1、県3分の1の補助を行うものでございます。今年度から、国におきまして補助内容の見直しが行われ、補助対象が拡大されましたので、増額補正をお願いするものです。

(1)の児童健全育成事業は、放課後児童クラブの運営費を補助するもので、当初予算におきまして5億1,000万円余を計上しているところでございます。今回、クラブ運営の質の改善を図るために、これまで補助対象外でありました児童数10人未満の小規模なクラブを補助対象に加えることやクラブ支援員の処遇改善など、拡充された補助内容に沿って、5,890万円余の増額補正をお願いしております。

(2)の子育て支援強化事業費補助金は、子育てに関する助言、あるいは情報提供、またはサービス利用に当たっての援助など、利用者支援を行う市町村に対して助成を行うものです。これまでの助成対象に加えまして、市町村の保健センターなどを活用する母子保健型の利用者支援事業が新たに助成対象に加えられました。今回、3市町村分の315万円余の補正をお願いしております。

以上、当課合計6,214万円の増額補正をお願いしております。

続きまして、条例案件でございます。資料、18ページをお願いします。

第11号議案といたしまして、熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を御提案しております。

内容は、右の条例案の概要で御説明します。19ページをお願いします。

1の条例改正の趣旨でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び児童福祉施設最低基準の2つの省令につきまして一部改正がありましたので、関係規定を整

備するものでございます。

2の内容でございますけれども、改正内容、2つございます。

まず、(1)でございますが、母子支援員などの児童福祉施設の職員の養成施設、現在地方厚生局長または支局長が指定をしておりますが、この指定を行う者を地方厚生局長等から都道府県知事に変更されたことにより、規定を整理するものです。

なお、本県には、対象となる養成施設はございません。

次に、(2)は、乳児を4人以上入所させる保育所の保育士の員数の算定についてでございますが、基準では、乳児3人につき1人の保育士を配置する必要があるとございますので、乳児4人以上入所させる場合は、保育士を少なくとも2人以上配置する必要があります。そのうち1人につきましては、現在保健師または看護師を保育士とみなすことができるとされております。この保育士とみなすことができる職種に准看護師を加えるものでございます。

なお、この改正につきましては、看護師等の専門職の確保が困難であるということも踏まえまして、対象を拡大するよう、地方から国に要望を行っていたものです。

3の施行期日は、公布の日としております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

繰越計算書でございます。

事業名の欄の上段の待機児童解消加速化プラン補助事業は、認可を目指す認可外保育所が行う施設改修を助成する市町村に対する補助でございますけれども、補助対象4施設のうち、1施設の整備が年度内に完了しなかったため繰り越しておりますけれども、7月中に整備が完了する予定でございます。

中段の地域少子化対策強化交付金事業は、国の経済対策事業として昨年度の2月補正予

算で計上したものです。年度末から年度初めにかけて国の交付決定が行われており、現在事業に着手しているところでございます。

下段の保育所等緊急整備事業は、補助対象26カ所のうち、9カ所について工事が完了しませんでしたので繰り越しております。現在3カ所が事業を完了しており、残る6カ所も随時事業完了予定でございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○井上障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

6月補正予算について説明させていただきます。

資料は、お戻りいただいて、8ページをお願いいたします。

まず、障害者福祉費でございます。290万円余の財源更正をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

1、障がい者福祉諸費で、内容は、介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業に要する経費でございます。この事業は、地域医療介護総合確保基金を活用することになったことに伴い、財源更正を行うものでございます。

続きまして、下の段の精神保健費で3,654万円の増額補正をお願いしております。

右の説明欄の1、精神保健費の(1)から(3)までの事業は、ことし2月に創設されました国の地域自殺対策強化交付金を活用するものでございます。(1)の自殺予防普及啓発事業は、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間にあわせて、新聞を活用した相談機関の周知や自殺予防街頭キャンペーンに要する経費でございます。(2)の市町村等自殺対策推進事業は、自殺対策を実施する市町村や民間団体に対する補助でございます。(3)自殺予防相談支援等事業は、精神保健福祉センターが実施する自殺予防のための相談支援や支援者の養成研修等に要する経費でございま

す。

以上、障がい者支援課の補正予算額は3,654万円でございます。

説明資料の26ページをお願いします。

繰り越し関係について報告をさせていただきます。

社会福祉費の1段目の障がい者職場実習促進事業の314万円余、2段目の障がい者福祉施設整備事業費のうち、施設の改築1件とスプリンクラー整備の4件、合わせまして9,429万円余及び下段の公衆衛生費の自殺予防相談支援事業費の348万円余につきましては、ことし2月の国の経済対策として補正で計上したものでございます。今年度中の事業執行及び竣工を予定しております。

また、社会福祉費の2段目の障がい者福祉施設整備事業費のうち、残りの1件6,781万円余につきましては、地盤が軟弱であったことによりまして工期が伸びたために繰り越したものでございます。先月末に竣工済みでございます。

同じく3段目の障がい者福祉施設耐震化等特別対策事業費の1億8,070万円余につきましては、改築1件分でございますが、大規模な工事のために年度内に十分な工期が確保できなかったもので、本年度中の竣工を予定しております。

同じく4段目の福祉センター施設整備改修事業費1,423万円につきましては、長嶺にあります県の身体障害者福祉センターの非常用発電装置の更新でございますが、事業の施行を土木部の営繕課に依頼をしておりましたが、技術者の不足などを理由に工事の入札が不調となりまして、工事の適正工期が確保できなかったものでございます。ことし8月中の竣工を見込んでおります。

以上、合計で3億6,556万円余を繰り越しております。

続きまして、報告第9号第5期熊本県障がい者計画策定の報告について御説明いたしま

す。

説明資料の32ページをお願いいたします。

この計画につきましては、昨年度の厚生常任委員会において策定途中のものを報告させていただきました。障害者基本法第11条第8項で、県計画を策定した場合には議会に報告することになっておりますので、昨年度末、3月末に策定した計画について、この6月議会に報告させていただくものでございます。

33ページの計画の概要により御説明いたします。

1つ目の計画の性格ですが、障害者基本法に基づき策定するもので、県の障がい者施策に関する基本計画となるものです。表題にありますように、計画期間を平成27年度から平成32年度までの6年間としております。2つ目の目指す姿としまして、障がいのある人もない人も安心して暮らすことのできる共生社会の実現としております。3つ目の基本理念として、障害のある人もない人も「ともに生きる」社会などの3つを掲げております。4つ目の重点化の視点ですが、第5期計画の期間内に重点的に取り組むべき施策の方向性として、県民みんなで障害のある人への差別をなくす取り組みなど、4つの項目を掲げております。

次に、具体的な取り組みとしまして、8つの分野別施策として整理をしておりますが、主なものを説明させていただきます。

まず、①の地域生活支援では、1つ目にありますように、障がいのある人の地域生活への移行、地域定着に向け、居住の場の確保や障害福祉サービスの充実を図ってまいります。

次に、②の保健・医療では、身近な地域で支援が受けられる地域療育体制や精神科救急医療体制の充実を図ってまいります。

次に、③の教育、文化芸術・スポーツでは、3つ目のポツですが、文化芸術活動、スポーツ分野におけるスペシャリストの発掘、

育成に取り組んでまいります。

34ページをお願いします。

④の雇用・就業、経済的自立の支援では、障がいのある人の自立を図るため、関係機関が連携して、就業面と生活面を一体的に支援していくこととしております。

⑤の情報アクセシビリティでは、障がい特性に配慮した情報の提供を推進してまいります。

⑥の安心・安全では、障がい特性などを踏まえ、避難行動要支援者の避難支援計画が策定されるよう、市町村を支援してまいります。

⑦の生活環境では、障がいのある人もない人も、誰もが安心、快適に暮らせるまちづくりを推進してまいります。

最後に、⑧差別の解消及び権利擁護の推進では、障害者差別解消法の制定に先駆けて制定した県の条例に基づく取り組みを推進してまいります。

右下の計画の推進に当たってですが、市町村や関係機関等と連携して施策を実施することとしております。また、毎年度、施策の実施状況について、熊本県障害者施策推進審議会において、検証、評価を行うこととしております。

障がい者支援課関係の説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○立川医療政策課長 お戻りいただきまして、9ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で3億524万9,000円の増額をお願いしております。

1、保健医療推進対策費のヘリ救急医療搬送体制推進事業は、ドクターヘリの運営に要する経費について助成するものです。ドクターヘリに搭載している消防救急無線機器のデジタル化に伴う増額です。2,170万7,000円を

お願いしております。

2、地域医療介護総合確保基金積立金は、既に高齢者支援課等から補正予算の説明がありました。介護分の事業実施に要する基金を基金の所管課であります当課で積み立てるものです。負担割合は、国3分の2、県3分の1です。2億8,354万2,000円をお願いしております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、27ページをお願いいたします。

繰越計算書について御報告いたします。

上から2行目の欄でございますが、公衆衛生費で25億4,864万4,000円を繰り越しております。医療施設耐震化整備事業費外6事業について繰り越しております。事業計画の変更や国の経済対策に伴う内示が平成27年度になるため、26年度内完了が困難となったものです。28年3月までには事業完了の予定です。

28ページをお願いいたします。

医薬費で1,633万円を繰り越しております。

在宅歯科診療器材整備事業費は、平成26年度内完了が困難なため繰り越しておりましたが、既に5月末までに事業を完了しております。

次の看護職員確保総合推進事業費は、看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするための施設整備に対する助成です。平成28年3月までに事業完了の予定です。

以上で報告を終わります。

○大塚国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

説明資料の29ページをお願いいたします。

繰越計算書につきまして御報告をいたします。

社会福祉費で619万3,000円を繰り越しております。

市町村健康寿命延伸評価・促進事業費は、国の経済対策地方創生先行分の活用事業でございます。平成26年度の2月補正で予算措置をしていただいたものでございますが、年度内に十分な事業実施期間がとれないため、全額を繰り越したものでございます。事業完了は、28年3月の予定としております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

○下村健康づくり推進課長 健康づくり推進課です。

説明資料の30ページをお願いいたします。

繰越明許費の繰越計算書について御報告いたします。

公衆衛生費で2,395万3,000円を繰り越しております。

まず、病院群遠隔病理診断体制整備事業費は、遠隔病理診断が可能となるシステムの設備導入に対する助成で、がん診療連携拠点病院等の病院群による病理診断体制の構築を図るものでございます。平成26年12月補正で御承認をいただいておりますが、機器の導入が年度内に完了しない見込みであったため、1,195万3,000円を繰り越したものです。既に導入済みで、今月、事業は完了しております。

下の健康長寿推進事業費は、主要事業でも御説明いたしましたが、県民主体の健康づくり推進及び健康長寿の意識醸成のための普及啓発に要する経費で、モデル事業の実施、成果の普及などにより、健康づくりの推進を図るものでございます。国の経済対策地域創生先行分による事業で、昨年度の2月補正で御承認いただいておりますが、年度内に十分な事業実施期間がとれないことから、1,200万全額を繰り越したものです。事業完了は、平成28年3月を予定しております。

繰越計算書については以上でございます。

次に、説明資料の35、36ページをお願いいたします。

報告第10号でございます。

熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例の第15条の規定により、平成27年度の歯科保健対策の推進に関する施策を報告いたします。

恐れ入りますが、事業の内容に関しましては、別冊の報告事項の5ページを用いて報告をさせていただきます。

それでは、別冊報告事項の5ページをよろしくお願いいたします。

まず、1番目の熊本県の歯科保健の現状についてでございます。

(1)の子どもの歯の状況ですが、1歳6か月児の虫歯の有病者率は、全国で43位と悪い状況でございます。3歳児と12歳児についても、全国順位は、それぞれ42位、41位という状況です。

(2)成人の歯の状況ですが、歯周病を持っている人の割合が全国と比べて高くなっております。

(3)の高齢者の歯の状況ですが、これも全国と比べますとやや悪い状況となっております。

(4)の市町村のフッ化物洗口事業の取り組みの状況ですが、平成26年度の保育所、幼稚園におけるフッ化物洗口の実施率は69.9%、小中学校における実施率は70.5%——これは熊本市を除いた分でございますが、となっております。

なお、平成27年度中には、全ての市町村においてフッ化物洗口の開始が予定をされており、9割以上の小中学校で実施が見込まれております。

続きまして、6ページから平成26年度の主な取り組みの成果についてまとめております。

最初の歯科保健推進事業の(1)から(5)までの事業においては、フッ化物洗口や歯周疾患対策の推進に関する啓発、調査、市町村への助成、市町村歯科衛生士の人材育成等の取り組みを実施しております。

次の新規事業の医科歯科病診連携推進事業

ですが、がん診療における医科歯科連携の拡大に向けて、協議会の開催や人材育成のための研修会を行っております。

次に、7ページをごらんください。

最初の障がい児(者)口腔ケア事業では、歯科医師や歯科衛生士を対象とした講演会、器具の使用方法等に関する実地指導や個別相談会を開催いたしました。

次の歯科医療確保対策事業では、県歯科医師会が実施する障がい者歯科診療事業及び八代歯科医師会が実施する休日歯科診療事業の運営費について助成を行っております。

次の在宅歯科医療確保対策事業では、在宅歯科医療を実施する診療所等に対し、医療機器の購入について助成を行っております。また、在宅歯科医療の推進を図る研修会も開催しております。

次のへき地歯科診療支援事業では、無歯科医地区の調査を行っております。

それから、次の障がい児(者)摂食リハビリテーション等整備事業では、摂食リハビリテーション等を担う人材の育成についての講習会を開催しております。

次の新規事業の医科歯科病診連携推進事業(回復期)では、回復期の医科歯科連携を拡充する体制づくりのため、協議会の開催や人材育成を行っております。

8ページをごらんください。

最初の新規事業の在宅歯科医療連携室整備事業では、口腔ケアに関する相談窓口や訪問歯科診療のマッチングなど、医療、介護と歯科の連携強化のための在宅歯科医療連携室の整備を行っております。

次の新規事業の在宅歯科診療器材整備事業では、県内65カ所の歯科診療機関に対して、訪問歯科診療車や在宅歯科診療に必要な医療機器等の購入費について助成を行っております。

次の新規事業の歯科衛生士リカバリー研修事業では、未就業歯科衛生士への復職支援の

研修会を開催しております。

次の新規事業の医科歯科連携訪問歯科診療用機器整備事業では、歯科を標榜していないがん診療連携拠点病院や回復期病院へ訪問歯科診療を行うため、医療機器の購入費について助成を行っております。

次の健康教育推進事業では、健康教育担当者研修会において、学校におけるフッ化物洗口の実施について説明を行っております。

次の歯・口の健康づくり研究推進校の指定では、菊陽町立武蔵ヶ丘北小学校を研究推進校として指定し、実践し、研究発表を行っております。

次の歯・口の健康づくり推進事業では、小中学校でのフッ化物洗口の推進を図るため、未実施市町村への訪問や効果的な取り組みの情報提供を行っております。

次に、9ページをお願いいたします。

その他関連事業の成果についてとして、熊本型早産予防対策事業を実施し、妊婦の歯周病検診の結果の集計などを行ったところです。

次に、10ページから平成27年度の主な取り組みの概要についてまとめております。

取り組みの概要については、今御説明をしました平成26年度の取り組み内容と重複する事業となりますので、今年度の新規事業についてのみ御説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

13番の歯科医師向け認知症対応力向上研修については、歯科医師による認知症の早期発見を含む対応力向上のため、認知症の基礎知識や認知症患者への対応のポイント等に関する研修会を今年度新たに開催することとしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○和久田薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

31ページをお願いします。

繰越計算書につきまして御報告いたします。

医薬費で4,044万8,000円を繰り越しております。

在宅訪問薬剤師支援センター等整備事業費は、公益社団法人熊本県薬剤師会が行う施設整備費について助成する事業で、平成26年12月補正で計上していましたが、十分な工期を確保することができなかつたものです。平成28年3月末に事業完了の予定です。

薬務衛生課は以上でございます。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○藤川隆夫委員 2ページのHACCPの件なんですけれども、現在、熊本県内の食品関係の過去を含めた事業所全体のうちの何%ぐらいこのHACCPを導入しているかというのはわかりますか。

○岡崎健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

HACCPの導入状況につきましてですが、正確な数字はわかっておりませんが、およそ30カ所程度HACCPを導入されているんじゃないかと思われております。

それで、今年度の事業で、各地域、保健所を回りまして、事業所を回りまして、HACCPの具体的な導入状況についても詳しく調べて普及を図ってまいりたいと思っております。

○藤川隆夫委員 わかりました。

まあ、今のことで、まだなかなか導入が進んでないというふうな気がします。私が10数年前にHACCPの質問をしたときに、まだ2～3カ所しかなくて、それからもうちょつ

とふえているかなと思ったら、30カ所しかないということで、やっぱり食品の安全という側面からも、やっぱりもうちょっと導入を進めていってほしいと。導入をすることによって、その導入した企業、HACCPを入れている企業に関しては、もうちょっと県のほうでアピールしてやって、安全なんだよというような形でアピールしてもらえれば、また変わってくるのかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩田智子委員 子ども未来課の児童クラブに関する補正予算の件で、7ページですけれども、助成ですから割合とかはあるんですか。どのぐらいの——助成というのは全額ということじゃないですか。

○福田子ども未来課長 放課後児童クラブの運営費につきましては、基本的に2分の1を保護者の皆さん方の利用料、それから2分の1が公費負担するという考え方で、国のほうで基準額が設定されています。

その公費負担の割合につきましては、国、県、市町村が3分の1ずつ負担するという補助割合でございます。

以上です。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○重村栄委員 済みません、ちょっと私が理解不足なんで申しわけありません。

4ページから5ページにかけてのところの老人福祉費の中で、新規事業として市民後見推進事業とあります。それから、5ページの

頭に成年後見制度というのがありますけれども、この辺の違いというか、どう違うのか。それと、それぞれの役割分担というか、守備範囲というか、それはどういうふうに違ってくるのか、ちょっと少し説明していただけませんか。

○池田認知症対策・地域ケア推進課長 4ページの市民後見推進事業、新規事業ですけれども、それと、5ページの(5)の成年後見制度利用促進事業でございますが、違いは何かといいますと、簡単に言えば、(5)の事業が県事業でございます。4ページのほうの(1)は市町村の事業。もともと県のほうで普及啓発、市町村に働きかけをやっておりましてけれども、市町村のほうには、国から10分の10の補助事業で今までこの後見事業が行われていました。私たちが普及を働きかけて、市町村のほうは国の事業を使って事業展開する、それが、今度は新たに基金事業というふうにされたものですから、県としてやるのは新規ということで新規で上げておりますけれども、市町村としては、今までもやってきた事業というふうに理解いただければ結構かと思えます。

以上です。

○重村栄委員 これは、対象になる方というのは、じゃあ県がする部分と市町村がする部分、分けられるわけですか。

○池田認知症対策・地域ケア推進課長 県が行いますのは、地域包括市町村職員に対しての研修、それから民生委員等も含まれておりますけれども、そういう、どちらかというところ、対象者のためのじゃなくて、そういう普及啓発の事業となっております。

以上です。

○重村栄委員 じゃあ市町村のほうは直接そ

の個人の方に対応するという形でいいんですね。

○池田認知症対策・地域ケア推進課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○重村栄委員 わかりました。

○高木健次委員長 よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。

○藤川隆夫委員 23ページの中山間地域等創生による地域包括ケア推進事業ということで、これから団体募集されるということなんですけれども、イメージ的にはどのような形の地域包括ケアシステムの推進を考えているのか、ちょっと教えてください。

○池田認知症対策・地域ケア推進課長 中山間地域等創生による地域包括ケア推進事業、イメージはどのようなものかということですが、これは、昨年度までモデル事業で11カ所程度――活動費そのものは10カ所ですが、11カ所ほど事業展開しております。

中山間地域等条件の不利な地域におきましては、医療サービス、介護サービス、なかなか普及が進まないものですから、ただ、そういった地域に住まわれている住民の方々は、自分のところにやっぱりサービスがある程度必要だということは認識されております。それで、地域の住民の方々の参加のもとに、市町村と県のほうもちょっと出かけて、なおかつ補助金を出すことによって、そこで本当に必要とされる介護サービス等について議論をしていただいて、みずから立ち上げていただくというものでございます。

ですから、なかなか少ない地域でのサービス展開ということになりますので、その地域によって出てくるものは少々異なっている状況です。今までやったところでは、小規模多

機能、デイサービス、そういったものを立ち上げたり、配食とかそういった住民によるサービスを立ち上げられたところがございます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 まあ、主に介護の側面からの話だろうと思いますけれども、当然地域包括ケアシステムとは、医療と介護の連携という部分があると思うんですけれども、当然中山間地、そんな医療資源があるわけでもないという部分に関してはどういうふうにつながるのか、あるいは、逆に言うと、道路インフラの整備をしてつないでいくとかいろんな考え方あると思いますけれども、ちょっと教えてください。

○池田認知症対策・地域ケア推進課長 医療系のサービスにつきましては、やはり訪問診療とか往診、そういったものを含めまして、今特に力を入れておりますのは訪問看護サービス、条件不利地域等につきましては訪問看護サービス等の普及を展開するというところで、今主要事業のほうではちょっと説明いたしましたけれども、立ち上げ支援事業を持っております。

具体的に今空白地域というのは、25年度に調べた際には18カ所ございましたけれども、今現在では大体6カ所まで絞り込めております。そのうち、今年度中に3カ所程度はおおむねめどがついたかなと思っておりまして、残りの3地域についても、周辺のサービスの整備状況、それから、今言われたように道路事情等も若干よくなったところもございまして、どうにかサービスそのものは提供できるんじゃないかということで今考えているところです。そういったところをさらに詰めてみたいと思っております。

以上です。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩田智子委員 健康づくり推進課の報告事項についてですけれども、先ほどもちょっとフッ化物洗口についてお尋ねをしましたけれども、ちょっとはしょってしまって、先ほどは。

いろいろ状況がここに載っています。5ページのところで、報告です。

私、学校に勤めていて、本当に30年勤めていましたので、30年前、本当に子供の虫歯がとても多くて、それから子供の歯ブラシ指導とかもずっとしてきまして、本当にこの15年ぐらい前から子供の虫歯に関して、ゼロという子と物すごくたくさんあるという子と、その格差が大きくなっているというような、私の感覚というか、あります。その格差を埋めるためにということでもこの事業を始められたというふうには説明も聞いておりますが、虫歯ゼロ本という子と虫歯がいっぱいある子というような、その格差がどのぐらいなのかというようなことは、今ここでわかりますか。

○下村健康づくり推進課長 虫歯の状況の格差についてということで、全国と比較して熊本県の状況がどうかというお答えでよろしいでしょうか。

○岩田智子委員 そうですね、虫歯ゼロ本という……。

○下村健康づくり推進課長 12歳児の虫歯の状況でいきますと、先ほども報告はさせていただきましたが、熊本県は41位で1.3本虫歯があると。全国平均でいきますと1.0本で、一番少ない都道府県である新潟県では

0.5本という状況になります。

ちなみに、一番虫歯の本数が多い、12歳児で一番多いのが沖縄県で2.2本ということで、県の状況としては、従前から余り大きく変わっておりませんが、40位以降をずっと継続しているという状況でございます。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩田智子委員 済みません、続けてもう1つだけ、申しわけありません。

歯・口の健康づくり推進事業ということで、8ページの一番最後の丸ですけれども、「小中学校でのフッ化物洗口の推進を図るため、市町村の要請に応じて研修会等で説明するとともに」云々と書いてあります。小中学校でのフッ化物洗口の推進を図るためにやるというふうに見てしまうので——歯の健康づくりのためですよ。虫歯予防するというような、子供の健康のためにこれを推進するというですよ。学校にどれだけ入れるかというのが目標ではないんですよ、という質問です。

○下村健康づくり推進課長 あくまで目的は子供の虫歯の数を減らすということが目標ではあります。その手段として一番効果が出やすい方法としては、学校現場でやっていただく、これは、子供さん方、皆さん方一緒にフッ化物洗口をやっていただいて、それによって——失礼しました。今先生お尋ねになった部分については、教育庁の体育保健課でやっておられる事業になりますので、私どものほうで、学校現場の内容としてお答えするのは適当ではないかと思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、私ども知事部局としましても、教育委員会と一緒に

に、自治体、それから学校現場、市町村の教育委員会に対しても、教育委員会とともにフッ化物洗口についての御理解をいただくために動いておりますので、教育委員会と歩調を合わせてやっていっているということです。

それから、あわせて申しますと、これは歯科医師会も一緒に進めておるものでございます。私ども、どうしても専門家でございますので、そういう意味で、歯科の技術的なもの、それから専門的な部分については、歯科医師会、それから歯科医師の方、学校歯科医の方々も含めて御説明をする必要があると思いますので、そういった方々と一緒にこういう推進事業をやらせていただいているというふうに御理解をいただきたいと思います。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○重村栄委員 障害児等の歯科医療の件でちょっとお尋ねしたいんですが、今熊本県の歯科医師会で、口腔センターで障害児の歯科治療と口腔ケア、盛んにやっていただいて、かなり採算性合わない事業だと思うんですけども、取り組んでいただいていると。それに対して県のほうからも器具等の助成をいただいているということで、障害児をお持ちの親御さん、あるいは障害児等にかかわっているいろんな施設、団体、そういったところから非常に高い評価をいただいているし、非常に感謝の言葉を聞くところではあるんですけども、ただ、口腔センターに行ける範囲がどうしても限られておまして、県内でも地域によっては口腔センターまで治療に行けないといったところが多々あるわけですし、そういったところの方々からは、障害児の方々の歯科治療、非常に困っていると。それで、地元の歯科の先生のところに行っても、

先生方も逆にあんまりなれてないので、扱いについて、やっぱりどうしても口腔センターみたいにくましくしてもらえないと、こういった悩みがあるようでございます。

今回、いろんな先ほどからの説明の中に、そういった歯科医師会の先生方、あるいは歯科衛生士さん、こういった方々の研修等も含めて取り組むようなことが書いてございますけれども、この辺の認識をどのようにお持ちなのか、もう少しちょっと詳しく聞かせていただければと思うんですけれども。

○井上障がい者支援課長 委員御指摘のように、高度な歯科医療できるところは限られております。そういったところで口腔センターに集中しているという現状もでございます。それで、私どもとしては、今健康づくり推進課のほうから説明がありましたように、できるだけ障害児も診療できる歯医者さんをふやしていこうということで、研修会ですとか、リーダーの育成ですとか、それと、障害児者の診療ができる歯医者、医療機関を広く県民の皆様にご存知いただく、こういった周知活動もやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○重村栄委員 障害児の方々の歯科治療、確かに歯科医師の先生方の技術もさることながら、設備的に、治療のベッドというんですか、何というんですか、あれの設備がなかなか普通ないんですよね。それで、やっぱり拘束できるような機能を持ったものじゃないと、逆に歯科衛生士さんがけがしたりとか、そういうのが起こっているようですので、例えば、医療圏に1つぐらいそういう施設を持ったところをつくるか、そういったことも含めて、少し投資をすることも含めて考えていかないと、ただ技術的な研修だけでは解決しないんじゃないかなと思うんですけれども、

その辺いかがでしょうか。

○井上障がい者支援課長 御指摘のように、障害児者の治療に当たっては、全身麻酔が必要であったり、そういう専門的な医療が必要でございます。そういったところが、できるのが、残念ながら熊本市に集中しているという状況でございます。

まあ、私どもとしては、各地域でそういった専門的な医療ができる歯科病院、歯科診療所がふえていくのが望ましいとは思っておりますが、なかなか有効な手だて、手段というのは見出せない状況でございます。

○重村栄委員 もうそれ以上は言いませんけれども、ぜひ郡部でもそういったものができるように、前向きにひとつ検討をお願いしたいと思います。

○松野明美委員 関連です。私の息子は小学校6年生になるんですが、歯が、やはり障害児ですからとぎっているんですね。それで、そしゃくが難しいと。だから、4歳ぐらいまではミキサー食で、砕いてお湯のような形で食べさせておりました。それで、心臓も悪いものですから、心臓病を持っておりますので、虫歯が菌になりまして心臓に何か入っていくそうです。そしたら、またもう一回胸をあけて心臓の手術をしなくちゃいけないということで、たかが歯とは言いますけれども、本当に命にかかわるような、特に障害がある子供たちというのは、命にかかわるような状況になってしまいますので、特にそういうような充実を図っていただきたいと思っております。

以上になります。要望です。

○高木健次委員長 要望ですね。

○松野明美委員 はいはい、要望でいいで

す。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び第8号から第11号までについて、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、立川医療政策課長から報告をお願いします。

○立川医療政策課長 医療政策課です。

報告事項の1ページをお願いいたします。

地域医療構想の策定について御報告いたします。

1の構想の趣旨でございます。

平成26年6月に成立しました医療介護総合

確保推進法に基づきまして、都道府県は、厚生労働省が示した地域医療構想策定ガイドラインを参考に、平成27年4月から地域医療構想、以下構想と言いますが、その策定に着手することとされています。

構想は、団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護需要のピークを迎える2025年に向け、病床の機能分化、連携を進めるために、医療機能ごとに、2025年の医療需要、推計入院患者数と病床の必要量、必要病床数を推計し、定めるものでございます。

都道府県は、平成26年10月に開始された病床機能報告制度に基づく各医療機関からの医療機能の現状と今後の方向の報告等を活用し、構想を策定し、さらなる機能分化を推進していきます。

次に、2の構想の内容です。

まず、2025年の医療需要、推計入院患者数と病床の必要量、必要病床数を都道府県内の構想区域単位で、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の各機能と在宅医療等を推計いたします。そして、2025年のあるべき医療提供体制を実現するための施策を盛り込むこととされています。

次に、構想策定後の実現に向けた取り組みです。

都道府県は、機能分化、連携については、関係医療機関の相互で協議する場として地域医療構想調整会議を設け、議論、調整していきます。

次に、4、策定に当たっての検討体制です。

上記2の内容につきまして、医療関係者等の意見を聴取し、合意形成を図る場として、全県的な方向性や地域間の調整等を行う熊本県地域医療構想検討専門委員会を本庁に置くとともに、地域ごとに構想の検討を行う地域医療構想検討専門部会を各地域の保健所に置き、関係者の意見をしっかりと聞きながら策定してまいります。

最後に、5の主なスケジュールについてです。

全県単位であります地域医療構想検討専門委員会につきまして、第1回会議を6月4日に開催いたしました。

次に、地域ごとの会議であります地域医療構想検討専門部会につきましては、第1回会議を7月に開催を予定しております。

これらの会議を年度内に3回程度実施いたしまして、平成28年半ばごろに構想素案のおおむねを決定し、平成29年2月ごろを目途に構想の策定完了を目指したいと考えています。

右の下の欄には、既に御報告させていただいたところでございますが、6月15日に、政府、内閣官房の専門調査会が都道府県別に推計した数値でございます。今後県においても各圏域における必要病床数を推計してまいります。

資料の2ページ目は、以上の説明を整理したものでございます。

医療政策課は以上でございます。

○大塚国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

報告資料の3ページをお願いいたします。

国民健康保険の財政運営責任等の都道府県移行につきまして御報告いたします。

まず、経緯でございますが、(1)にございますように、平成25年に制定されました持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、いわゆるプログラム法に基づきまして、今般、国保の財政運営責任等の都道府県移行等を内容といたします国保法等の一部を改正する法律が公布されたところでございます。

(2)にございますように、県といたしましては、今後制度や運用の詳細を具体化するために行われます国と地方の協議を引き続き注視していくとともに、平成30年度の施行に向

けて、県内市町村と十分協議をしながら、準備を進めていくこととしております。その下に、関連いたしますプログラム法の関係規定を入れております。

第4条第7項第1号イのところアンダーラインを引いております。イのところに、国民健康保険に対する財政支援を拡充するという措置を講ずるとされております。また、ロのところの2行目からでございますが、国保の運営について、財政運営を初めとして、都道府県が担うことを基本としつつとし、その上で、県と市町村の役割分担について必要な方策を講ずるとされております。

概要のところ、今回の見直しの概要につきまして、国の資料をもとにまとめております。

まず、(1)国保への財政支援の拡充による財政基盤の強化でございます。

①の平成27年度から実施の項目といたしまして、低所得者対策の強化のために、保険料の軽減対象となります低所得者数に応じました市町村への財政支援を拡充するとされております。また、2点目としまして、財政リスクの分散、軽減のため、財政安定化基金を県のほうに段階的に造成するとされております。

また、平成30年度から実施の予定といたしまして、子供の数ですとか企業倒産による国保の被保険者の急激な増など、自治体の責めによらない要因によります医療費の増、負担に対する財政支援の強化、さらに、保健事業など、医療費の適正化に向けた取り組みを評価いたします保険者努力支援制度が創設されることとされております。

次のページをお願いいたします。

国保の運営のあり方の見直しとして、県と市町村の役割分担について書かれております。

まず、1の運営のあり方といたしまして、1行目でございますが、都道府県が県内の市

町村とともに国保の運営を担う、2ポツ目では、財政運営の責任主体となって中心的な役割を担うとされており。また、3ポツ目といたしまして、真ん中から右のほうでございますが、国民健康保険運営方針を示し、市町村が担う事務の標準化、効率化、広域化を推進するとされており。

また、2以下につきまして、都道府県と市町村の役割を記載したものがございまして、財政運営から説明をしてみたいと思います。

まず、財政運営では、都道府県では、財政運営の責任主体として、市町村が負担することになります。国保の事業費納付金を決定すること、あわせて、国保財政の安定のために財政安定化基金を設置、運営すること、市町村は、県が示した国保事業費納付金を都道府県に納付するとされており。

3の被保険者の資格管理は、引き続き市町村で担うこととなりますが、都道府県においては、事務の標準化、効率化、広域化を進めるとされており。

4の保険料の決定、賦課、徴収では、都道府県において市町村ごとの標準保険料率を算定、公表し、市町村では、この標準保険料率等を参考に保険料の決定、賦課、徴収を行うこととされており。

5の保険給付は、引き続き市町村において医療機関への支払い等の事務を行うこととなりますが、都道府県では、市町村に対しまして、医療費の支払いに必要な費用を交付することとなります。また、あわせて、市町村が行いました保険給付の点検を行うとされています。

6の保健事業では、引き続き市町村が保健事業を実施することとされ、県においては、市町村に対する助言、支援を行うとされています。

今後の対応についてでございますが、県では、県内市町村等で構成いたします、以下に

記載の5つの検討部会を設置し、上記2、(2)に掲げられた事項につきまして、市町村と協議を行い、必要な準備を進めてまいることとしております。

国保・高齢者医療課関係は以上でございます。

○下村健康づくり推進課長 健康づくり推進課です。

5ページの熊本県の歯科保健対策の推進に関する施策の報告についてでございますが、これは、先ほど議案等の報告第10号で説明をさせていただいておりますので、改めての説明は省略させていただきます。

以上です。

○高木健次委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○重村栄委員 地域医療構想の件ですけれども、この資料の1ページの右下に、厚労省が出してきている病床数のやつが出ていますけれども、熊本県の場合は、増減率が30数%という数字が出てきています。それで、これが医療構想をつくる時の一つの指針みたいな数値になっていくのかどうか、この拘束力みたいなものがあるのかどうか、それをちょっとお聞きしたいんですが。

○立川医療政策課長 拘束力にはならないと考えております。これは、ただ、私ども、この県別に出された数値と全く同じシステム、ソフトウェアですけれども、それと、本県用の熊本県のデータをもっております。それで、試算された元データとシステムにつきましては、私どもが、今後、各医療圏、各構想区域ごとに地域医療構想をつくってこの数字を出していくんですけれども、大もとの数字とソフトは一緒ということと言えます。た

だ、これが、今後の私どもの構想をつくるに当たっての縛りになるとか何とか、指針になるとかという御質問に対しては、指針とかそういうものになるものではありません。

ただ、何回も申しますが、データとシステム、ソフトウェアは全く同じものでございますので、ほぼ、積み上げれば、全く同じものでやっていますので、積み上げればこれに近づくのではないかというようなことが国のほうからは言われております。

ただ、これに拘束されなさいとかそういったことは全然言われておりません。

○重村栄委員 それ以上はもういいです。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

次に、陳情書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

最後に、次回の委員会の日時については、後日文書で通知しますので、よろしく願いいたします。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会します。

午後2時15分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長